

# 税務事例研究

Vol. **203** 2025/1

## 〔法人税〕

交際費における業務関連性  
— 交際費課税の二面性

..... 吉村 政穂

## 〔所得税〕

源泉徴収所得税の推計による徴収について

..... 佐藤 英明

## 〔資産税〕

民事信託終了時における信託内借入に  
対する相続税法上の取扱い

..... 伊藤 信彦

# 税務事例研究／203

## ■目次

### 法人税

交際費における業務関連性—交際費課税の二面性……………	吉村政穂・1
I 問題の所在……………	2
II 交際費等の意義……………	3
1 交際費等と隣接費用……………	3
2 3要件説の採用……………	5
3 情報提供料……………	6
III 中小法人損金算入特例との関係……………	8
1 制度の概要……………	8
2 東京地裁令和5年5月12日判決……………	9
3 企業の営業・取引活動の実態への配慮……………	11
III 事案の解説……………	12

### 所得税

源泉徴収所得税の推計による徴収について……………	佐藤英明・13
I はじめに……………	14
II 制度の概要……………	15

1	要件と制度の対象	15
	(1) 規定の構造と要件	15
	(2) 対象となる源泉徴収所得税	16
2	効果	18
	(1) 効果（その1）——第1段階の推定と推計	18
	(2) 効果（その2）——第2段階の推定と推計	18
	(3) 効果（その3）——第3段階の推計	19
	(4) 効果（その4）——支払の区分の推定等	20
III	若干の理論的検討	20
1	221条2項による推定・推計の意義	20
2	221条3項, 5項, 6項の位置付け	22
	(1) 本条3項の位置付け	22
	(2) 本条5項の位置付け	24
	(3) 本条6項の位置付け	24
	(4) 小括	25
3	推計による強制徴収がなされた場合の納税者の救済方法	25
	(1) 納税告知処分を争う場合	25
	(2) 誤納金の還付請求により争う場合	26
IV	事例の検討	27
1	事例（1）について	27
2	事例（2）について	28
V	結びにかえて	28

## 資 産 税

民事信託終了時における信託内借入に対する相続税法上の取扱い .....	伊藤信彦・31
I はじめに .....	33
II 信託の基本的な構造 .....	34
1 信託とは .....	34
2 自益信託と他益信託 .....	34
3 信託における課税上の取扱い .....	34
4 高齢者の財産を管理・承継させるための信託 .....	34
III 問題の所在 .....	35
1 相続税法9条の2 .....	35
2 信託の終了時における信託財産及び信託内借入の信託法上の取扱いと 相続税法9条の2第4項 .....	36
IV 実務上の対応及びその限界 .....	37
1 実務上の対応 .....	37
2 実務上の対応の限界 .....	38
V 相続税法9条の2の解釈による債務控除の検討 .....	39
1 相続税法9条の2第4項の「残余財産」の解釈 .....	39
2 2項適用説 .....	40
3 2項適用説についての検討 .....	41
4 小括 .....	42
VI 関連情報等 .....	42
VII 設例に対する回答 .....	43



## 交際費における業務関連性

——交際費課税の二面性

一橋大学教授 吉村 政穂

### 事例

#### (1) 情報提供料と交際費の区分

A建設株式会社（以下「A社」という）は、複数のマンション新築工事を受注した。これらの工事は、B（紹介者）が、発注者であるC社の代表者らをA社に紹介したものであり、さらにBは、①A社の見積書を事前に確認し、②発注者の意向に沿うように見積書の修正を指示したり、③修正後の見積書を発注者に提示したりするなどして、A社への発注を推奨していた。

A社は、Bの紹介および交渉がなければ工事受注は不可能であったと考え、Bに対して紹介料を支払った上で、法人税法22条3項1号に定める「売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額」に該当するとして、工事原価にBへの紹介料を含めて計上した。ただし、当該紹介料の支払についてはあらかじめ取決めを結ぶことはしていなかった。この場合、当該紹介料の支払は法人税法上どのように扱われるだろうか。

#### (2) 広告業を営む中小企業がクレジットカードで支出していた飲食費

X株式会社（以下「X社」という）およびY株式会社（以下「Y社」という）は、Zが代表取締役を務める広告制作会社（いずれも租税特別措置法上の中小法人に該当する）である。両社は、Z名義のクレジットカードで支払った以下の飲食代金を交際費等として確定申告した。なお、飲食の日時・金額等は帳簿に記録されていた。

- ① 高級クラブを含む複数の飲食店を営む飲食店経営者Pとの飲食。ZはPの経営する店舗を月4-5回利用する常連客であった。

- ② 広告写真の撮影を業とするフリーカメラマンQとの飲食。Qは、X社・Y社と継続的な取引関係があり、両社の広告制作案件で協働していたため、撮影の打合せや出張後の会食が定期的にあった。  
この飲食費用の支出について、法人税法上どのように扱われるか。

## I 問題の所在

法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待等のために支出するものについては、一定額を超える部分の金額が損金に算入されないことと定められている（措法61条の4）。この一定額は、いわゆる措置法上の中小法人<sup>(1)</sup>については、①接待飲食費の50パーセント相当額または②800万円（定額控除限度額）であるのに対して、これ以外の法人（大法人）のうち、期末の資本金の額または出資金の額が100億円を超える法人についてはゼロ、それ以外の法人については、①接待飲食費の50パーセント相当額または②ゼロとして設定されている。平成26年度税制改正によって交際費等のうち接待飲食費については損金算入制限が緩和され、その後も延長が続けられている<sup>(2)</sup>が、そもそも交際費に対する損金算入の制限措置は、法人の冗費を節約し、資本蓄積を促進することを目的として昭和29年に初めて導入されたものである。さらに損金算入制限の理由としては、交際費等の支出の相手方への課税が困難なことから、政策的に損金算入が否定されていると捉える見方もある<sup>(3)</sup>。

交際費等の意義としては、①支出の相手方が事業に関係ある者等であり、②支出の目的が事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ることであるととも、③行為の形態が接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為であることを要すると一般に解されている（東京高判平成15年9月9日判時1834号28頁。いわゆる萬有製薬事件控訴審判決）。すなわち、相手方との関係性、支出の目的および行為の形態に基づいて交際費該当性が判定されることになる。

ただし、課税実務においては、費途不明の交際費等（法人税基本通達9-7-20）のように、個人的な費用が混入している可能性がある場合には、上記規定によらず、損金算入が否定される局面があると考えられていることに注意が必要である<sup>(4)</sup>。その点に加えて、中小法人に定額

(1) ここでいう中小法人とは、期末の資本金の額または出資金の額が1億円以下である法人を指している（措法61条の4第2項）。

(2) ただし、本文で述べたとおり、令和2年度税制改正により、資本金の額等が100億円超の大法人については適用外となっている。

(3) 例えば、岡村忠生『法人税法講義〔第3版〕』（成文堂、2007年）171頁、渡辺徹也『スタンダード法人税法〔第3版〕』（弘文堂、2023年）171頁。

控除限度額が設けられていることによって、交際費課税の損金不算入ではなく、かえって（一定額の範囲内で）損金算入できる側面が納税者と課税庁との間で争点となることがある。本稿では、実際にそのような側面の1つとして業務関連性の有無が争われた裁判例の分析を通じて、その区分がどのように機能するかを検討したいと考えている。

## II 交際費等の意義

### 1 交際費等と隣接費用

交際費等の損金算入制限については、代表的な教科書において、「交際費等も、事業と直接の関連がある限り損金の額に算入されるべき性質のものである。しかし、法人の支出する交際費等の中には事業との関連性の少ないものもあり、また交際費等の損金算入を無制限に認めると、いたずらに法人の冗費・濫費を増大させるおそれがあるため」だと説明されている<sup>(5)</sup>。このように、事業との関連性を前提としながらも、そのうち事業との関連性が少ないものについて、さらに冗費・濫費としての性格から損金算入を否定するというロジックが示されている。たとえば費用性が備わっている支出についても、その交際費等の性格（冗費・濫費というラベリング）に注目し、これを損金不算入とする政策的な色彩が強く打ち出された捉え方といえよう。累次の改正を経ることで趣旨の重点が変遷しつつも、損金不算入という扱いが一貫して維持されてきたことも、「ここで注意すべき点は、交際費等の損金不算入制度は、あくまでも交際費等支出の抑制を目的とするものであり、交際費等の費用性、損金性について否定されたわけではないことである」<sup>(6)</sup>というように政策的な措置としての見方を強化する役割を果たしていると考えられる。

こうした冗費・濫費の抑制という曖昧な政策目標を期待された交際費課税の規定は、その適用範囲も曖昧なままに留め置かれていたといえる。課税庁の観点からは、課税実務における適用指針を多数の通達に担わせることとなった。次の記述は、そのような課税庁の姿勢を説明するものとなっている。

「仄聞するところでは、企業の接待・きょう応等の利益供与行為の態様は実に千差万別で、相手次第で「何でもアリ」がごく普通のことであり、しかも時代とともに刻々変化するものであるところから、これを普遍的な法律概念として厳格に規定しようとしても、立法技術的に到底困難であるところから、条文上は制度のねらいとするところが理解できることを最小限の枠組みとしてその範囲内でやや大まかに規定し、細部は国税庁の通達による解

(4) 武田昌輔『立法趣旨・法人税法の解釈（平成10年度版）』（財経詳報社、1998年）628頁。

(5) 金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂、2021年）431-432頁。

(6) 武田昌輔監修・成道秀雄編『法人税の損金不算入規定』（中央経済社、2012年）24頁。

## 法人税

積運用に委ねることのほうが立法の趣旨に適った公正・公平な税務執行が期待できるのではないかという政策判断が働いたものようである。すなわち、立法当初から、いわゆる「通達行政」を当てにしていたということであって、現に交際費概念に関する国税庁通達は、租税特別措置法（法人税関係）通達（以下、「措置法通達」という）及び法人税基本通達を合わせて三十五項目余の多数にのぼっている。」<sup>(7)</sup>

そして、渡辺氏によれば、通達内容の再点検に当たって、交際費判断の解釈基準として次の表に掲げられた6つの基準が設けられたとされている<sup>(8)</sup>。相手方に恣意的に利益を供与する性質を有しているか否かを判定することを念頭に、こうした再点検の基準が設定されたものと思われる。

解釈基準	内容
①事業必要性基準	その支出の基因となる行為（以下「行為」という）又は支出が、法人の事業遂行上必要なものであること。なお、その支出金額が資産の取得価額に算入すべきものであるとしても、交際費判断には関係がないこと。
②特定者基準	その行為又は支出の相手方が、特定の事業関係者等であって、不特定多数の一般消費者ではないこと。
③目的基準	その行為又は支出の目的が、正当な商取引以外において、専ら相手方の歓心を買ひ、あるいはこれに迎合することにより自己に有利な取引関係等の円滑な進行や環境作りを図ることにあること。
④公正取引基準	その行為又は支出が、専ら法人の裁量により相手方に利益を供与することを意図して行われるものであって、相手方から適法かつ公正な取引の対価として公然とこれを請求できるような性質のものではないこと。
⑤社会通念基準	その行為の内容や支出金額が、社会通念上、相手方において接待、供応、慰安、贈答その他の行為により利益の供与を受けたと認識できる程度以上のものであること。
⑥無権限基準	その利益の供与が金銭又は金銭以外の資産を贈与する方法で行われる場合には、相手方がその贈与を受けた金銭又は資産をどのような目的に消費し、又は使用するかについては、専ら相手方の自由裁量に委ねられ、法人にはその権限がないこと。

もっとも、本稿では、この政策的な側面はいったん措き、業務関連性の欠如という側面が争われた事案を取り上げ、その点を掘り下げることに取り組みたい。通常、交際費等と隣接費用との区分が争われる事案では、損金算入が制限される交際費等に対して損金算入が可能である他の費用という関係を前提として、課税庁が交際費等への該当性を主張する。その際に、交際費等の拡大解釈の傾向があることが指摘される。

「これは、交際費等の定義規定（措法61の4③）が、あらゆる費用を網羅的に対象とする内容となっていることに一因があるものと解される。すなわち、定義規定の網羅性は、費用の名目にかかわらず、その実質に基づいて判断する必要から肯定できるものの、交際費等は原則全額損金不算入とされる仕組みと相俟って、課税当局において、交際費等の範囲を拡大解釈する傾向を生み出しているものと推察される。」<sup>(9)</sup>

これと異なり、中小法人に特例として認められた定額控除限度額のように、交際費等に該当

(7) 渡辺淑夫『通達のこころ——法人税通達始末記』（中央経済社、2019年）65頁〔初出、税務弘報64巻9号（2016年）〕。

(8) 渡辺・前掲注（7）68頁。

(9) 武田＝成道・前掲注（6）・53頁。

することで損金算入の可能性があるという前提に立って争われている（例外的な）局面では、納税者が交際費等に該当すると主張するのに対して、その支出に業務関連性が認められないものは交際費等に該当せず、その結果として損金算入が認められないという課税庁および国の主張が対立することになる。

実際の紛争において原則と例外の領域（発生頻度）は大きく偏っていると思われるが、この例外的な局面では交際費等の解釈をめぐって攻守が逆転する。交際費等と隣接費用との区分が争われた事案を基にして形成されてきた交際費等該当性をめぐる議論であるが、それがそのまま反転されるのだろうか。近時争われた事案において、具体的にどう議論されたのかを検証することに意義があると考えられる所以である。

過去の裁判例では、支出の便益を受ける者との関係に着目して、損金不算入となる費用に該当するとの判定を行い、費用性の有無そのものに係る認定が判断枠組みの中に混入することを回避していたように思われる。その一例として、パチンコ業を営む法人の代表が友人との間で行ったゴルフプレーについて、事業との関連性が認められないから交際費等ではなく、役員賞与に該当するとされた事案が挙げられる（東京地判昭和 57 年 5 月 20 日訟月 28 卷 8 号 1675 頁、東京高判昭和 59 年 4 月 26 日税資 136 号 464 頁）。同事案においては、「……X の事業に直接関係する者ではないこと、ゴルフプレーはいずれも親睦を主たる目的としたもので、それ以上の格別の意味はなかつたこと……」といった事実を認定した上で、「本件プレー費用（二）は、X の事業との関連性が認められず、交際費等すなわち得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、きよう応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（租税特別措置法六二条四項）、ということではできない」（傍線筆者）と判示していた。すなわち、支出の相手方に関する要件を満たさないことを理由として、交際費等に該当しないと判断している。

ただし、こうして交際費等に該当しないことを示すだけでは、他のいずれの費用に該当するかを特定するものではなく、当該支出の損金不算入を基礎付けるのには十分でない。裁判所は、ゴルフプレーは交遊を兼ねつつ自己の趣味として行ったものであり、臨時的給与として役員賞与に該当するとした（平成 18 年度税制改正前の事案）。

## 2 3 要件説の採用

交際費等の意義としては、萬有製薬事件控訴審判決において示された、①支出の相手方が事業に関係ある者等であり、②支出の目的が事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ることであるとともに、③行為の形態が接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為であることを要すると解する 3 要件（東京高判平成 15 年 9 月 9 日判時 1834 号 28 頁）が現在の主流となっている。そして 3 要件が採用された現在においても、前述の事案の

ように、支出の相手方（①）が事業関係者であることを否定して交際費等該当性を認めない事例が想定されることは変わらない。

しかしながら、前述の解釈基準に基づいて定められた通達の取扱いは、交際費等の定義に包摂される支出の範囲（行為の形態（③））について、交際費等の定義から形式的に導かれる範囲で説明がつく区分ばかりではないように思われる。冗費・濫費の抑制という政策目標から導かれる価値判断によって基礎付けられている面があるのではないか。その意味するところとして、交際費等の拡大解釈のみならず、縮小解釈を含めた柔軟な解釈が用いられることがその特徴となるのではないか。

### 3 情報提供料

前述のとおり、交際費課税の解釈基準として通達で考慮された中には、「専ら法人の裁量により相手方に利益を供与することを意図して行われる」かという観点から、取引の公正さに注目した発想が示されている（公正取引基準）。例えば、情報提供料等と交際費等との区分について、通達では次のような基準を提示している（租税特別措置法関係通達 61 の 4(1)-8）。

法人が取引に関する情報の提供又は取引の媒介、代理、あっせん等の役務の提供（以下 61 の 4 (1)-8 において「情報提供等」という。）を行うことを業としていない者（当該取引に係る相手方の従業員等を除く。）に対して情報提供等の対価として金品を交付した場合であっても、その金品の交付につき例えば次の要件の全てを満たしている等その金品の交付が正当な対価の支払であると認められるときは、その交付に要した費用は交際費等に該当しない。

- (1) その金品の交付があらかじめ締結された契約に基づくものであること。
- (2) 提供を受ける役務の内容が当該契約において具体的に明らかにされており、かつ、これに基づいて実際に役務の提供を受けていること。
- (3) その交付した金品の価額がその提供を受けた役務の内容に照らし相当と認められること。

仲介の対価として報酬を請求できる立場にはない者に対する支払には正当な取引の対価として損金算入を認めるべきという前提に立った上で、情報提供等を行うことを業としていない者に対する支出については、事前の契約に基づいてあらかじめ支払が契約により明らかにされているかどうかを基準として、仲介の対価と「単なる謝礼」とを区分することが意図されている<sup>(10)</sup>。例えば、ドライブインを経営する法人が観光バスの運転手に支払ったチップについて、

(10) 若林孝三ほか『実例問答式・交際費の税務〔令和3年版〕』（大蔵財務協会，2021年）183頁参照。

「運転手等の歓心を買い今後も控訴会社のドライブインに駐車してくれることを期待するもので、客誘致のためにする運転手等に対する接待の目的に出たものと認めるのが相当」と判断して、交際費等に該当すると結論付けた裁判例がある（東京高判昭和52年11月30日訟月24巻1号177頁）。対価支払が予定された関係か否かを鍵として、相手の歓心を買うためになされる金品の交付を識別しようとしている。その交付した金品の金額が、その受けるサービスの対価として相当なものであることを要求しているのもその一環である。

この通達で示された基準は、最近の裁判例においても合理性が認められている（広島高判令和4年1月28日税務訴訟資料272号順号13663）。工事施行業者から還流された裏金を紹介料として支払っていた事案において、控訴審は、納税者の追加主張に応える形で、次のように述べている。

「情報提供料通達は、交際費等と情報提供料との区別に関し、交際費等に該当しない場合として、法人が取引に関する情報の提供又は取引の媒介、代理、あっせん等の役務の提供を行うことを業としない者に対して情報提供等の対価として金品を交付した場合であっても、「その金品の交付が正当な対価の支払であると認められるとき」を挙げ、その例として①その金品の交付があらかじめ締結された契約に基づくものであること、②提供を受ける役務の内容が当該契約において具体的に明らかにされており、かつ、これに基づいて実際に役務の提供を受けていること、③その交付した金品の価額がその提供を受けた役務の内容に照らし相当と認められることの各要件を全て満たす場合も挙げているところ、以上のような通達の内容は、措置法の定める「交際費等」（交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に係る者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの）の解釈運用に当たり、交際費等に該当しないものを区別する基準を具体的に示したものとして、特段の事情がない限り、相当なものといえることができる。控訴人は、情報提供等を受けたときに支払う情報提供料は情報提供等に対する対価そのものであり、情報提供等を業とする者からの情報提供等か否かという区分には重要性がないと主張するが、情報提供等に対する正当な対価としての情報提供料と単なる謝礼の意味合いとしての交際費等とを判別するに際し、支払を受けたのが情報提供等を業とする者であるか否かを考慮することは不合理なものではない。」

興味深いのは、情報提供等に対する対価そのものか否かを直接把握するのではなく、その支払の相手方の属性といった要素に注目することが「不合理なものではない」と判断されている点である。地裁段階においても、裁判所は、「施主の負担の下で作られた裏金から支払われる点で相当性も欠いている」と言及し、「その金品の交付が、正当な対価の支払であると到底いえない」と判断する一助としている。

この裁判例では、通達の合理性を前提とした判断であるものの、正当な対価の支払という観

点から、交際費等の範囲から除外される情報提供料の範囲を狭く解している。交際費等の意義（当時はいわゆる2要件説に基づく判定）との関係では、対価性が欠如した「単なる謝礼」として支払われていることを認定し、交際費等に該当する実質的根拠にしているものと考えられる。

### Ⅲ 中小法人損金算入特例との関係

#### 1 制度の概要

前述のとおり、法人が支出した交際費等の額のうち、接待飲食費についてはその額の100分の50に相当する金額を超えない部分の金額の損金算入が認められている（50%損金算入）が、さらに中小法人においては、50%損金算入に代えて、支出した交際費等の額が定額控除限度額である年800万円を超えない部分の金額については、損金不算入制度の特例として、損金の額に算入することができる（中小法人損金算入特例）。平成25年度税制改正までは、定額控除限度額（当時は年600万円）の下であっても、その交際費等の額（のうち定額控除限度額に達するまでの金額）の10%については損金不算入とする取扱いが維持されていたが、緊急経済対策の一環として、「[中小企業・小規模事業者等への支援]」の観点から、新たなビジネスへのチャレンジの支援、ものづくり支援、商店街の活性化等に向けた「中小企業の交際費課税の特例の拡充」を行うこととされたことを受けて、10%分の損金不算入は撤廃されるとともに、定額控除限度額の年800万円への引上げが実施された<sup>(11)</sup>。

この結果として、中小法人にとって損金算入可能な交際費等の範囲が拡大した。つまり、一定の支出について、交際費等に該当することを納税者から主張するケースが増えたということの意味する。この局面においては、前述のとおり、広範な定義が採用されている交際費等でありながら、課税庁がそうした納税者の主張を拒否するために、業務関連性の欠如といった点に関心を寄せることになる。

なお、中小法人に対する軽減措置については、中小法人に関連した「市場の失敗」の匡正を基礎とした説明が試みられる<sup>(12)</sup>。例えば、貸出市場での情報の非対称性に起因した資金制約といった問題である。この観点からは、交際費課税において中小法人が損金算入の制限を緩和されている根拠として、販売促進の手段が限られている点に注目することが考えられる。自社の財・サービスに関する品質情報を伝達し、市場の失敗を回復する手段として、大企業であれば可能な広告によるブランド確立といった手法が限られていることへの代替手段として、交際費等の支出を位置付けることができるかもしれない。

(11) 財務省「平成25年度税制改正の解説」516頁（2013年）〔松代孝廣ほか〕。

(12) Claire Crawford and Judith Freedman, "Small Business Taxation," James Mirrlees et al., eds., DIMENSIONS OF TAX DESIGN: THE MIRRLEES REVIEW (New York: Oxford University Press, 2010) pp.1077-1080.

## 2 東京地裁令和5年5月12日判決

このように反転した対立構造を前にして、裁判所がどのような判断を示すのかは興味深い。そのような観点から取り上げるべきは、東京地裁令和5年5月12日判決である。

本件では、同一の代表者が全株式を保有する広告企画制作および飲食店経営等を事業目的とする2つの株式会社（以下「Xら」という）が、代表者が現金や個人名義のクレジットカードで支払った飲食等の代金を会社の交際費等として処理した点が問題となった。Xらは、これらの飲食等の代金について、交際費等として定額控除限度額の範囲内で損金算入をしていたのに対し、所管税務署は計上された交際費等の一部について代表者の個人的な飲食代であると判断し、これを代表者への貸付金として処理するよう指導した。この指導を受けてXらは修正申告を行ったものの、否認された支出は業務に関連する交際費であるとして更正の請求を行ったのに対して、所管税務署長は更正をすべき理由がない旨の通知処分を行った。本件の主たる争点は、代表者が支出した飲食代等が、法人の交際費として認められるべき業務関連の支出であったのか、あるいは代表者個人の支出として否認されるべきものであったのかという点にある。

同判決は、まず従来どおりの交際費等の定義を採用することを明らかにした。しかるに、交際費等の定義から何が排除されるのかは明確ではなく、従来の議論とは異なった視点を導入することが必要となる。そこで裁判所が持ち込んだ視点は、交際費等の損金算入が定められた趣旨であったといえる。

「そもそも、交際費等については、租税特別措置法上、損金不算入制度が原則として採られており、例外的にその一部を損金の額に算入することができることとされているものである。その趣旨は、交際費等の支出が法人の営業活動の一部として行われるものであることは否定することができないが、法人による冗費的支出を抑制するとともに、これにより公平・適正な取引を確保し、もって取引における公正な価格形成を維持することをも目的としているものと解される。このような見地からすれば、法人の支出した飲食等の代金が交際費等に該当するためには、その支出の目的が一般的・抽象的なものでは足りず、具体的に当該法人の業務と関連性があるものであることを要するというべきである。」（傍線筆者）

ここで注目し値するのは、「これにより公平・適正な取引を確保し、もって取引における公正な価格形成を維持することをも目的としている」として、冗費・濫費の抑制といった伝統的な説明に加え、公正な価格形成論への言及がなされている点である。萬有製薬事件において、東京高裁が、「交際費は、企業会計上は費用であって、本来は課税の対象とならない支出に属するものである。それについて損金不算入の措置がとられているのは、交際費は、人間の種々の欲望を満たす支出であるため、それが非課税であれば、無駄に多額に支出され、企業の資本蓄積が阻害されるおそれがあること、また、営利の追求のあまり不当な支出によって、公正な

取引が阻害され、ひいては価格形成に歪み等が生じること、さらに、交際費で受益する者のみが免税で利益を得ることに対する国民一般の不公平感を防止する必要があることなどによるものである」と幅広く趣旨を捉えていたことを受けたものだと考えられる。萬有製薬事件控訴審判決で採用された3要件が引き継がれた本判決において、同じように公正な価格形成を含めた趣旨の捉え方が引き継がれていることは自然であろう<sup>(13)</sup>。

ただし、「そのような見地からすれば」と東京高裁は述べるものの、ここで述べられた趣旨が具体的な解釈論（当該法人との業務関連性）とどう結び付くのかはそれほど明らかではない。冗費の支出を抑制するという観点や、萬有製薬事件における東京高裁判決で言及があった、「交際費で受益する者のみが免税で利益を得ることに対する国民一般の不公平感を防止する必要がある」という観点を重視した場合には、業務関連性が乏しい、または存在しないものを交際費等に取り込み、損金算入を制限する方向に働くように思われるが、中小法人損金算入の特例の下では、その関係が逆転するのである。

交際費等の拡大解釈がなされてきた背景として、冗費・濫費の抑制という趣旨から考えた結果として、すなわち損金算入の制限という結果から逆算して交際費等の範囲が画されてきたことが影響していたように思われる。租税法律主義の観点からは問題をはらむものの、3要件充足の判定に当たっては、その結果が考慮の外にあったと評価することは困難であろう。

本件において、裁判所が具体的な業務関連性を判定するに当たって、実際に重視したのは「実績」である。例えば、次のとおり、具体的な業務関連性として、継続的な取引関係や業務発注などの実績に注目している。

「Xらは、Xら代表者がP13と飲食等をすることで、XらとP13との業務の円滑化や仕事の依頼につながったなどと主張し、P13もこれに沿う陳述をするが、Xら代表者とP13が飲食等をするのが、Xらの業務と関連することについて具体的な説明はないし、この点に関する的確な裏付けもない。

また、Xらは、Xら代表者がP13の経営する飲食店で様々な者と飲食を通じて交流し人脈を広げることが、Xらの業務と関連する旨主張するが、上記説示した交際費等について損金不算入制度が採られている趣旨に照らせば、単に人脈を広げるという抽象的な必要性があるというだけでは、具体的にXらの業務と関連性があるということはできない。」

「P10（略。）を相手方に含む支出Dについて検討するに、証拠（甲11、証人P10、Xら代表者）によれば、P10は有限会社P10事務所の代表者であり、写真家として出版、広告等に係るビジュアル写真等の撮影を業としていること、P10はXら代表者と共に複数の企

(13) ここでは深く立ち入らないが、公正な価格形成の維持を目的に加味することによって、市場の失敗を回復するものと位置付けられる中小法人の損金算入特例を含めて交際費課税の全体を説明する立論が可能となるかもしれない。

業の広告作成等の業務に関与し互いに業務を発注する関係にあり、現在も取引関係を継続していること、P10とXらが行った業務の例としては、JRA、サントリー、久米仙酒造等の広告の作成等の業務があり、そのうち久米仙酒造の業務では、Xら代表者と何度か沖縄県に出張して仕事をし、仕事の後に飲食等を共にしたことなどの事実が認められる。

前記アに説示したとおり、法人の支出した飲食等の代金が交際費等に該当するためには、その支出の目的が一般的・抽象的なものでは足りず、具体的に当該法人の業務と関連性があるものであることを要するというべきである。上記認定したところによれば、P10とXらは継続的に取引関係にあるものであり、互いに業務を発注するなどの実績があることに照らせば、P10を相手方を含む支出Dについては、その親睦を密にして取引関係の円滑な進行を図るために必要なものであるということが出来るから、Xらの業務と具体的に関連性があると認められる。」

### 3 企業の営業・取引活動の実態への配慮

もっとも、業務関連性の有無を判定する際に過去の実績を重視するのは妥当ではない。中小法人の損金算入特例が設けられている趣旨を考えると、新規顧客の獲得や販路の新規開拓に際して支出した交際費が業務関連性を欠くというのは不自然であろう。

この場面では、裁判所は、「内国法人の所得金額の計算上、損金の額に算入することができる支出は、当該法人の業務に関連するものであって、その遂行上必要であると認められるものでなければならないというべきであり、支出のうち使途の確認ができず、業務との関連性の有無が明らかではないものについては、損金の額に算入することができない」という前提であり、損金算入できる交際費等に対して、業務関連性が明確ではない支出は損金に算入できないという判断枠組みの下での検討であることに留意する必要がある。

この点は判決においても明言されている。すなわち、同判決は、「単に人脈を広げるという抽象的な必要性があるというだけでは、具体的にXらの業務と関連性があるということとはできない」とする一方で、「交際費等の該当性を検討するに当たり、法人が支出した個別の飲食等に係る接待交際と、その後、当該法人と接待交際の相手方との間で、行われた個別的具体的な取引・契約等との厳密な結び付きが認められない限り、業務との関連性が認められないと解することは、中小法人損金算入特例において年800万円の定額控除限度額が認められていることや、現実に行われている企業の営業・取引活動の実態にそぐわないものであるといわざるを得ない」と言及することを忘れなかった。直面する事案の解決（一部は交際費等該当性を認めて損金算入を肯定する取扱いを実現）と現行の課税実務とのバランスをとり、同判決が他の事案に波及して意図しない影響を及ぼすことを防ぐための表現だと考えられる。

### Ⅲ 事案の解説

事例（1）では、A社がC社からの工事受注を受けてBに支払った紹介料の法人税法上の取扱いが問題となっている。A社は、発注者を紹介したBが見積書の確認・修正から発注者への提示まで具体的な役務を提供しており、その対価として、支払われた紹介料を工事原価として計上している。

しかしながら、課税庁は、情報提供料に関する支出が事前契約に基づくこと、役務提供の内容が具体的であること、金額が合理的であることを求め、これを満たさない場合には交際費等に該当するとの解釈を通達において明らかにしているところ（租税特別措置法関係通達 61 の 4（1）-8）、この通達の合理性については裁判例において認められているため、実務においては参考にすべきである。本件紹介料は、Bとの事前契約に基づいて支払われたものではないため、交際費等に該当し、損金算入が制限されることになる。

事例（2）は、広告業を営むX社およびY社における交際費等の取扱いが問題となっている。両社の代表取締役Zは、飲食店経営者Pとの高級クラブでの飲食や、フリーカメラマンQとの飲食に関する支出を行っているが、中小法人損金算入特例の下で、それをX社およびY社の交際費等として損金の額に算入することが考えられる。租税特別措置法 61 条の 4 第 3 項によれば、交際費等に該当するためには、①支出の相手方が事業に関係ある者等であり、②支出の目的が事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ることであるとともに、③行為の形態が接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為であることを必要とする。PおよびQが事業関係者との間の接待等が取引関係の円滑化を目的として行われることが必要である。

飲食店経営者Pとの飲食については、単なる私的交際である可能性が高く、単に人脈を広げるといった抽象的な必要性を超えた業務関連性を主張立証することには困難が伴うと考えるべきだろう。そのため、実際に争われた裁判例を見ても、個人的支出として交際費等該当性が否定され、業務との関連性が明らかでないことを理由として損金算入が否定される可能性がある。他方、フリーカメラマンQとの飲食は、広告制作業務における継続的な取引関係に基づくものであり、業務との関連性が認められることから、交際費等として損金算入が認められる可能性が高い。

### 源泉徴収所得稅の推計による徴収について

慶應義塾大学教授 佐藤 英明

---

#### 事例

(1) 主として外国人観光客を対象とする土産物販売店を営む個人事業主A（青色申告者ではない）は、令和3年分から令和5年分の所得稅につき無申告であり、これに対応する課稅期間において消費稅につき無申告であったため、令和6年7月に、Aに対して、令和3年分から令和5年分の所得稅等に関する稅務調査が行なわれた。この調査においてAは、一貫して調査非協力の態度を崩さず、稅務職員の帳簿提示等の求めに一切応じなかった。そこで、所轄稅務署長Yは、調査対象期間中のXの源泉徴収による所得稅以外の所得稅（以下、「申告所得稅」という。）と消費稅について、推計課稅を行なった。この申告所得稅の推計課稅においては必要経費が同業者比率により推計されており、人件費相当額は他の費目と區別されることなく、必要経費として控除されている。

ところで、インバウンド旅行客の人数が回復してきた令和5年6月以降、Aの經營する店では、相当な人数の従業員等が中期または短期のパートやアルバイト等として働いている概況が確認され、中には日本滞在中の非居住者が合計数日間、日々雇い入れられて売り子をしている例もあるように見受けられたが（就勞の適法性は、本稿では問題としない）、Aは給与等の支払に係る源泉徴収所得稅を、令和5年6月以降、一度も納付していない（なお、Aは所得稅法216条の特例の適用を受けていない）。また、前述のとおり、Aは稅務調査に非協力で、従業員、パート、アルバイト等に関する情報を、稅務調査において、一切開示しなかった。なお、Xの申告所得稅に関する資料入手のための反面調査において、Xの取引先に人材派遣会社が含まれていることは確認されていない。

源泉徴収所得稅の納付に関し、Aは、どのような処分を受ける可能性があるか。

(2) 個人Bはスマートフォンで用いる新規なコミュニケーションツールのプログラムを開発することを目的としたスタートアップ企業P社（青色申告者ではない）の設立者兼代表

者である。P社は、主としてBの独創的な才能により開発されたプログラムの販売等により少しずつ業績を伸ばしていたところ、これに関しては、令和3年の設立以降、Bと個人的に親しい数名の友人が、不定期に短期間ずつ、Bの指示を受けてプログラム開発の補助作業を行なってくれたことも大きく寄与していたことから、友人たちには、手伝ってもらった都度、P社として対価を支払っていた（支払われた「対価」が給与等に該当することには、争いはない）。

ところで、もともとプログラム開発以外の事柄には興味のないBは、社会人経験なく高校卒業後直ちにP社を設立したこともあり、知識がないため、国税の申告納税についてまったく何も行なっていなかった。

P社が設立以来無申告であることから、令和6年7月にP社に対する税務調査が行なわれた。P社には、同社名義の預金通帳を除くと帳簿書類が何もなかったため、P社の法人税と消費税について、推計課税が行なわれた（この推計課税においても、人件費相当額は損金算入されている）。P社からBの友人らへの労務の対価の支払内容について質問を受けたBは、正直に「大体、1か月に10日くらい手伝ってもらったが、詳しいことは何も資料がないから分からない」「何人かの友人は渡米したりして、すぐには会えない」などと返答したため、令和3年1月から令和5年12月までについて、Bの友人たちと同様の高い能力を有するプログラマーが受ける平均的な対価の額を基礎とした給与等の支払に係る源泉徴収所得税が推計され、P社に対する納税告知処分が行なわれた。Bは心中、「みんな面白がって手伝ってくれたので、そんなに沢山お金を払っていないような気がする」と考えたが、特に反論できる資料もなかったため、処分に従って税額を納付した。

上記の納付の後、Bは、どんな作業にどれくらい対価を払うかを定めるために、友人への対価の支払を一覧表にしたファイルを作ったことを思い出し、放置されていたUSBメモリから令和4年中に支払った対価の一覧表のファイルを見つけることができた。

P社はこのファイルの情報を利用して、令和3年分ないし同5年分の源泉徴収所得税（納付済）につき、どのようにして、どのような救済を受けることができるか。

## I はじめに

令和2年改正で、所得税法221条（以下、「本条」ともいう。なお、所得税法の条文の場合、法律名は省略することがある。）が改正され、現在の2項から7項が追加された。いわゆる、源泉徴収所得税（以下、「源泉所得税」という。）の推計による徴収の規定である<sup>(1)</sup>。

これらの規定は令和3年1月1日から施行されているところ、現在までに、この制度につい

て論じた論稿は多くない。そのため、①新設された制度の内容の概観に加え、②その理論的な意義や申告所得税等の推計課税との異同、および、③推計により徴収された納税者の救済方法などにつき、若干の考察を行なうことは有意義と考えられる。

事例（１）に関連して上記①②を、事例（２）に関連して上記③を検討する。

## Ⅱ 制度の概要

### １ 要件と制度の対象

#### （１）規定の構造と要件

所得税法 221 条 1 項は、「所得税を徴収して納付すべき者がその所得税を納付しなかつたときは、税務署長は、その所得税をその者から徴収する」と定める。この徴収は、実務上、強制徴収と呼ばれている<sup>(2)</sup>。この強制徴収に関して、同条 2 項は、「税務署長は、前項の場合において……当該各号に掲げる支払の日を推定し、又は当該各号に掲げる支払金額を推計して」徴収することができる<sup>(1)</sup>と定める。

この 2 項の定めに対し、本条 3 項は、2 項の規定により支払の日を推定し、または、支払を受けた者ごとの支払金額を推計することが困難である場合に適用される規定であり、この 3 項の規定に関し、支払総額や受給者の人数を推計することができる旨が 5 項に定められている。6 項は、1 項から 3 項、および、5 項の適用にあたり、支払の性格を推定できる旨の規定であって、その推定が困難であるときの各項の適用についても定めている。

このような規定の構造から考えると、第 2 項の適用要件が第 3 項、第 5 項を適用する前提とされている。それは、「前項の場合において」との要件であり、具体的には 1 項における「所得税を徴収して納付すべき者がその所得税を納付しなかつたとき」への該当性である。この 1 項は令和 2 年改正以前から存在する規定であり、この要件については裁判例、課税実務上も蓄積があるため、特に本稿で立ち入ることはしない<sup>(3)</sup>。また、条文上の要件とはされていないが、

- 
- (1) 本条に関する先行業績である、阿瀬薫「源泉徴収における推計課税の概要～その適用要件と押さえておきたいポイント～」週刊税務通信 3637（令和 3 年 1 月 11 日）号 14 頁、および、野一色直人「源泉徴収における推計課税の創設の意義と課題」税法学 584 号 127 頁においても、Ⅲ 2 に引用する立法当局者等の説明においても「推計課税」という用語が用いられているが、後に触れるように、本条 2 項以下は、1 項による徴収を推計その他の手法により行なう内容なので、本稿では、「推計による徴収」と呼ぶこととする。
  - (2) 武田昌輔監修『DHC コメントール所得税法』（第一法規）8841 頁の 5、『改正税法のすべて 令和 2 年版』（大蔵財務協会）142 頁参照。これに対して、「納税義務の任意の履行がない場合に、納税者の財産から租税債権の強制的実現を図る手続を、滞納処分または強制徴収という」（金子宏『租税法〔第二十四版〕』（弘文堂）1037 頁）のように、「強制徴収」を滞納処分と同義に用いる用語法もある点には留意が必要であろう。
  - (3) たとえば、従業員 1 人あたり 1 万円を源泉徴収し、納付している「つまみ納付」の場合につき、1 万円を除いた部分について、本文の要件を満たすとする解説がある。阿瀬・前掲注（1）16 頁参照。

## 所得 税

2項を適法に適用するためには、裁判例において従来から推計課税の適法要件として認識されていた「推計の必要性」が要件となると考えられるところ、この点については、後述する（Ⅲ1）。

さらに、3項の適用要件である、2項による推定・推計が「困難である場合」、および、6項第2文の適用要件である、支払の性質の推定が「困難であるとき」の解釈についても、後に検討したい（Ⅲ2（1）（3））。

### （2）対象となる源泉徴収所得税

規定上では、すべての源泉所得税が推定ないし推計の対象とされているのではない。推定ないし推計の対象となる源泉所得税は、183条1項に規定する給与等（2項1号）、199条に規定する退職手当等（2項2号）、204条1項に規定する報酬等（2項3号）、および、212条1項に規定する国内源泉所得のうち「給与等、退職手当等又は報酬等に相当するもの」（2項4号。以下、本条においては単に「国内源泉所得」と呼ばれている。）の4種類の源泉所得税に限られている。

なお、これらに該当する場合であっても、「青色申告書を提出した個人の不動産所得、事業所得及び山林所得を生ずべき業務に係る支払に係るもの」と「青色申告書を提出した法人の支払（括弧内省略）に係るもの」は、推定ないし推計の対象となる源泉所得税から除かれている。その趣旨は、申告所得税や法人税の推計課税の場合と同様、青色申告が正確な帳簿組織に支えられた信頼度の高い申告であることから、それに関わる源泉所得税についても、推計の対象から除くことであると考えられる<sup>(4)</sup>。

このように、本条2項以下の適用対象とされる源泉所得税が限定されていることについては、後に触れる本条2項以下の立法時の説明を引用しつつ、「利子等、配当等、公的年金などの支払に関して『間接資料の提示もなく、また、調査を尽くしても間接資料を収集できない』ケースが生じるとはおおよそ考えにくいこと」を指摘する見解がある<sup>(5)</sup>。おおむね説得的な見解と考えられる<sup>(6)</sup>。

(4) 武田編・前掲注（2）8849頁参照。

(5) 武田編・前掲注（2）8849頁。野一色・前掲注（1）129頁注（3）は、利子等として支払われた金銭の性質や金額が給与等と比べてより明白であること、および、銀行等の金融機関である支払者において情報が厳格に管理されており、調査において必要な情報を容易に確認できることを挙げており、同旨と思われる。同論文においては、特別徴収による国際観光旅客税が、推計の対象とされていないことについても言及されている（前掲箇所）。

(6) 規定に挙げられていない源泉所得税のうち、生命保険契約等に基づく年金（207条）、定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収（209条の2）については、本文および注（5）における説明が妥当すると思われるが、匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収（210条）については、匿名組合の営業者の属性や能力が多様でありうることを考えると、本条2項以下の対象としないことについて、同じ理由付けが当てはまるかどうかは、疑問の余地がある。

対象とされる源泉所得税のうち、給与等、退職手当等、報酬等の範囲については、従来からの裁判例や課税実務の蓄積があるため、本条に特有の問題はないと思われる。

本条で特に問題となるのは、「国内源泉所得」とされる、4号の対象範囲である。これらの「国内源泉所得」が適用対象に含められたのは、2項1号から3号に挙げられた支払とのバランスを踏まえたものとされており<sup>(7)</sup>、そのことを考えると、ある国内源泉所得が給与等以下の3つの種類の支払に「相当する」か否かは、実質に踏み込んで実質的に給与等などの性質を有するかによって判断されることになる<sup>(8)</sup>。

とは言え、給与等に相当するものとは、161条1項12号イと所得税法施行令（以下、「令」という。）282条1項にいう国内源泉所得を指すことになるとと思われるし、また、退職手当等に相当するものとは、161条1項12号ハと令285条3項にいう国内源泉所得を指すことになると考えられるので、この2種類については、それほど判断に困難を伴うことはないようにも思われる。

これに対して、報酬等についてはその対象となる支払の種類が多く内容も多様であるため、ある国内源泉所得が報酬等に「相当する」か否かの判断には困難が伴うものがありうる。これについては、2つのパターンが考えられる。

第1のパターンは、比較的形式的に割り切って考えることができる場合である<sup>(9)</sup>。たとえば、161条1項6号の下で、令282条2号は、「弁護士、公認会計士、建築士その他の自由職業者の役務の提供を主たる内容とする事業」を挙げているところ、これは、204条1項2号の「弁護士……公認会計士……建築士」の業務に関する報酬・料金に相当すると比較的容易に判断できそうである。また、161条1項11号に挙げられた「工業所有権その他の技術に関する権利……の使用料」、「著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の使用料」は、204条1項1号にいう「著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料」に相当すると判断することができよう。

さらに、161条1項13号の「国内において行う事業の広告宣伝のための賞金として政令で定めるもの」と204条1項8号にいう「広告宣伝のための賞金」との関係は、前者に関する令286条と後者に関する令320条7項がともに旅行等の役務の提供を内容とし、金品との選択が

(7) 武田編・前掲注(2)8849頁参照。

(8) 租税条約により国内源泉所得の範囲が変更される場合の問題も指摘されうるが、以下では立ち入らない。

(9) 国内源泉所得および源泉徴収義務の双方の規定の文言に着目して割り切って考えられるパターンであっても、条項の対応関係に留意が必要な場合もある。たとえば、161条1項6号の下での令282条1号は「映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業」と定めるので、芸能人については204条1項5号の「映画、演劇その他政令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演……その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業」に係る報酬・料金と判断できるが、令282条1号中「職業運動家」の報酬については、対応する源泉徴収の規定は、同号ではなく同項4号となろう。

できないものを除いている点で共通している点などを考えると、前者が後者に「相当する」との判断も、このパターンに属すると言えよう。

他方、判断に困難が伴うのは、源泉徴収義務の規定が、実質的な判断を要求しているパターンである。たとえば、204条1項2号の下での令320条2項は、「企業診断員」につき「企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含む」としているし、「技術士又は技術士補」についても「技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含む」としている。そのような実質判断の必要性に鑑みると、161条1項12号の下での令282条3号の「科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者の当該知識又は技能を活用して行う役務の提供を主たる内容とする事業」の対価が、204条1項2号の料金・報酬に「相当する」か否かの判断は、個別の事案において、かなり困難であることが予想される<sup>(10)</sup>。

## 2 効果

### (1) 効果（その1）——第1段階の推定と推計

本条2項は、1(2)に示した4種類の源泉所得税の強制徴収に必要な「支払の日」の推定、および、源泉徴収の対象となる支払を「受けた者ごとの」支払金額の推計を定めている。その推定ないし推計の基礎となるのは、給与等を例にとれば、「当該給与等の支払をした者が定めている給与等の支払に関する規程並びに当該給与等の支払を受けた者の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度」であり、退職手当等についても、ほぼこれに相当する内容が列挙されている。

これに対して、報酬等に関する推定・推計の基礎は、給与等との支払の性格の違いに対応して、「当該報酬又は料金の支払を受けた者の業務を行つた期間、業務の内容及びその提供の程度、当該契約金の支払を受けた者の約する役務の提供の内容並びに当該賞金の支払の事由」と、少し表現が異なる。また、国内源泉所得については、その支払が給与等、退職手当等、または、報酬等のどれに相当するかを判定して、相当するとされる支払と同様に推定・推計することが定められている。

なお、明文の規定により、2項による推計の適用対象には、法人による支払も含まれている。これは、個人による支払の場合との均衡が考えられたものであろう。

### (2) 効果（その2）——第2段階の推定と推計

本条3項は、2項による推定・推計が「困難である場合」についての規定である。

---

(10) ある報酬が支払われた相手が、「技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者」に該当するか否かが争われた事案として東京地判平成30年12月20日〔未公開〕参照。

給与等につき、2項による支払日の推定、または、支払を受けた者ごとの支払金額の推計が困難である場合、まず、支払日を、「給与等の計算期間」に属する各月の末日として、1項の徴収をすることとされている（本条3項柱書、1号イ）。ここで、「給与等の計算期間」とは、個人であれば、その年において業務を営んでいた期間であり、法人であれば、法人税法に規定する事業年度である（令334条の2第1号、2号）。その期間が明らかでない場合には、その年の暦年とされる（令334条の2柱書最後の括弧書）。

次に、第2項における支払を受けた者ごとの支払金額の推計が困難である場合には、給与等の支払金額の総額を当該計算期間中に給与等の支払を受けた者の人数で割って1人あたりの支払の合計額を算出し、それをさらに計算期間の月数<sup>(11)</sup>で割って1ヶ月あたりの支払額を算出して、その金額を支払を受けた各人の受けた給与等の額として、第1項の強制徴収をすることとされている（本条3項柱書、1号ロ）。これは、計算期間中に給与等の支払を受けた者はすべて同額の給与等の支払を受けたものとし、それを同額ずつ、毎月支払を受けたものとして、強制徴収を行なう規定である。

退職手当等についても同様であるが、支払日とされるのは計算期間の末日であり（各月の末日ではない）、支払総額を計算期間中に退職手当等の支払を受けた者の人数で割った金額により強制徴収を行なうこととされる（221条3項2号）。報酬等についても、計算期間の末日が支払日とされるが、支払総額や受給者の人数は、報酬等の種類ごとに計算することとなる（同項3号）<sup>(12)</sup>。

国内源泉所得については、それが給与等、退職手当等、または、報酬等のいずれに該当するかにより、1号ないし3号の規定を適用することとなる。

なお、支払日について3項の規定を適用しない場合であっても、支払額に関する規定の適用は可能である（3項各号に、対応する2項の号に「掲げる支払の日をイに掲げる日とし、又は同号に掲げる支払の日若しくはイに掲げる日における同号に掲げる支払金額」との文言からこの点を読み取ることができる）。

### (3) 効果（その3）——第3段階の推計

税務署長は、本条3項の適用にあたり、同項各号における支払総額や支払を受けた者の人数

(11) この月数は暦に従って計算し、端数は1月とされる（本条4項）。

(12) なお、報酬等に対する源泉所得税額を計算するにあたり、一定額を控除することを定める令322条の適用については、同条の表中欄に掲げる「同一人に対し一回に支払われる金額」等は、221条3項3号ロの金額とされる（令334条の2第2項。この金額が本条2項により推計できる場合には、その金額とされる）。また、その際、いわゆるホステス報酬に関する控除について定められる「計算期間」の日数は、「ホステス等のその業務を行つた期間、業務の内容及びその提供の程度」により推計することができることとされている（令334条の2第3項）。ただし、判例（最判平成22年3月2日民集64巻2号420頁）によると、当該期間の「初日から末日まで」の日数が「計算期間」の日数とされる。

を、「その支払をした者の収入若しくは支出の状況，生産量，販売量その他の取扱量その他事業の規模又は財産若しくは債務の増減の状況により」推計して，1項の強制徴収を行なうことができることとされている（本条5項）

#### (4) 効果（その4）——支払の区分の推定等

強制徴収をする場合に，その支払が給与等（183条1項），退職手当等（199条），報酬等（204条1項）か，それともそれらに「相当する」国内源泉所得に該当するかの判断において，これを推定して強制徴収できる（本条6項第1文）。さらに，この推定が困難である場合には，給与等，退職手当等，または，報酬等に該当する（すなわち，国内源泉所得ではない）「とすることができる」（同項第2文）。この「とすることができる」との文言の解釈については，後述する（Ⅲ2（3））。

### Ⅲ 若干の理論的検討

#### 1 221条2項による推定・推計の意義

申告所得税についての推計課税に関する規定は，所得税法156条である（ほかに，法人税法131条も参照）。通説・判例は，同条による推計課税を「事実上の推定」と位置付けて，同条がなくても，同様の推計課税が可能であるとしており<sup>(13)</sup>，裁判例は，消費税など推計課税の規定のない税目についても，推計による課税を認めている<sup>(14)</sup>。この立場に立てば<sup>(15)</sup>，本条2項の規定がなくても，源泉所得税に関して，税額を推計して強制徴収することは，可能（適法）であ

(13) 今村隆・加藤友佳『課税訴訟における要件事実論〔4訂版〕』（日本租税研究協会）32頁，井上康一「租税法における「推定」の諸相——推計課税に関する議論の整理を中心として」伊藤滋夫・岩崎政明編『租税訴訟における要件事実論の展開』（青林書院）134頁，148頁以下。判例としては，156条の前身の規定が立法された昭和25年以前において推計課税を認めた，最判昭和39年11月13日訟月11巻2号312頁が引用される（この判決は，「合理的な推計の方法をもって所得額を算定する」と表現しているが，事案としては，農業所得を所得標準率で推算した事例である）。

(14) 消費税につき，大阪地判平成14年3月1日税資252号順号9081，名古屋地判平成17年3月10日税資255号順号9957，仙台高判平成18年4月12日税資256号順号10364など。入湯税につき，大阪高判平成28年9月30日〔未公刊〕。料理飲食等消費税につき，東京高判昭和55年10月29日行集31巻10号2255頁，東京高判昭和60年3月26日行集36巻3号362頁，大阪地判昭和61年1月30日行集37巻1＝2号30頁。

(15) このほか，推計の必要性が認められる限り，推計課税は実額課税と別個独立のものであるとすると「別世界説」や，推計は実額調査を行なうことができない場合にやむを得ず課税庁に代替手段として認められる認定方法であるとする「補充的代替手段説」も唱えられている（今村隆・加藤友佳・前掲注（13）同箇所）。また，井上康一弁護士は，実額反証に関する裁判例に照らすと，156条による推計課税は法律上の事実推定と理解すべきであり，同様の規定のない消費税において所得税と同じ内容の推計課税をすることは許されないと説かれる（井上・前掲注（13）156頁以下）。傾聴に値する見解と考えるが，源泉所得税の推計について検討する本稿においては，申告所得税の推計課税に関しては，通説の理解を前提とした。

ったはずである<sup>(16)</sup>。しかし、納税者本人からの資料の提示がまったくない場合などに、同業者比率等を用いて推計を行なうのには資料上の困難があり——納税者の従業員等と個別に類似する勤務形態や勤続年数等の従業員を雇用している同業者を抽出することはきわめて困難ないし不可能である——実際には推計による徴収が行なわれていなかったとされている<sup>(17)</sup>。

これらの理解を前提として本条2項を読むと、「支払を受けた者ごとの……支払金額」を推計する同項は、本来あるべき個別の支払ごとの税額の積上計算の原則<sup>(18)</sup>を変更するものではない。

また支払日の推定については、1号を例にとれば、「給与等の支払に関する規程」により支払日を推定するとは、納税者の定めた給与規程により給与の支払日が毎月25日と定められている場合に、ある月の給与等が本当に25日に支払われたかどうかを直接資料を用いて認定できないときに、同月25日に支払われたと推定するのであれば、事実上の推定の範囲を超えるものとは考えられない。したがって、本条2項の規定内容は、これまで、当然に許容されると考えられていた「推計」に明文上の根拠を与えたことと、青色申告に係る支払につき推計が許されないことを明らかにしたことの2点において、意義があると考えられる<sup>(19)</sup>

ここで、給与等をはじめ、対象となる支払額の推計にあたり、「当該給与等の支払をした者が定めている給与等の支払に関する規程並びに当該給与等の支払を受けた者の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度」など、本人比率法を用いることが前提とされている点には留意が必要である。もちろん、本条2項を事実上の推定としての推計を定めたものと理解する限り、ここで列挙された事項はあくまでも例示にすぎず、これら以外の事実可依拠して推計を行なうことに、何らの法律上の制限はない。しかし、實際上、同業者比率による推計がほぼ不可能であることを前提に、本人比率法を前提とした条文の造りは、この後3項において、2項による推計が「困難である場合」の手当がなされることを考えると、納税者の協力が得られない事案に3項が適用されることになるとの理解が、2項において示唆されているように思われる。

最後に、本条2項による推計が申告所得税に関する156条の推計課税と同じ内容であるとの理解からは、申告所得税の推計課税において定着している適法要件の法理、すなわち、推計課税が適法であるためには、「推計の必要性」と「推計の合理性」の両方が必要であるとの考え方<sup>(20)</sup>が、ここでも同様に適用されるという結論を導くことができよう。「推計の必要性」とは、

(16) 武田編・前掲注(2)8841頁の6、『改正税法のすべて』・前掲注(2)142頁参照。

(17) 武田編・前掲注(2)同前、『改正税法のすべて』・前掲注(2)142～143頁参照。

(18) 武田編・前掲注(2)8848頁参照。

(19) 武田編・前掲注(2)8850頁も同旨。前者の点については、本条「第3項を法律に規定するに当たり、前提となる本項の規定が必要であること及び明確化の観点から法律上の規定がなされたものと考えられる」とする。

具体的には、「実額課税が困難な場合」にのみ、本条2項が明示する推計が適法に行なわれうることとされる。II 1 (1) でも指摘したように、本条3項の適用は2項の適用が前提となるから、推計の必要性は、2項の適用要件であると同時に、3項の適用要件としても位置付けられる。なお、2項による推計に「推計の合理性」が必要であることもいうまでもない<sup>(21)</sup>。

## 2 221条3項, 5項, 6項の位置付け

### (1) 本条3項の位置付け

令和2年における本条の改正は、納税者本人から資料が一切提示されない場合に、源泉所得税を推計して徴収することが事実上できない一方で、その状態を放置することには税の公平性から問題がある、との観点から、「推計課税ができない場合」<sup>(22)</sup>に、源泉所得税の強制徴収の途を拓くことにあったとされる。その意味で、本条3項は、「令和2年度税制改正で行われた源泉徴収の推計課税の中核を成すもの」<sup>(23)</sup>と指摘される。

なお、この「税の公平性から問題がある」との問題意識の裏側には、納税者の申告所得税の推計課税においては、同業者比率等による経費率の算定上、支払給与等は必要経費に含まれ、申告所得税の課税対象から除かれていることとの不均衡という認識があったと推測される<sup>(24)</sup>。

では、推計による強制徴収が困難である場合に対応する3項は、どのような性格の規定と考えるべきであろうか。すでに紹介したとおり、同項が適用されると、支払日は法定の日とされ、支払金額は、同種の支払を受けた者につき同額として1項の規定が適用される。この規定については、まずは、推計の合理性の程度を緩和したものであるとの理解がありうる。しかし、事実上の推定説の下での従来の推計課税は、実額課税と異なる課税標準を用いるものではなく、「同じ課税標準」を（実額とは）別の方法で明らかにする方法として位置付けられていた。その際、「推計の合理性」は、推計課税の結果が実額課税の場合と大きく異なるものではないことを担保する要件だったと考えられる。

これに対して、本条3項はいかなる事実があったかを探求することを放棄して、一定の仮定

---

(20) 金子・前掲注(2) 984頁参照。

(21) 武田編・前掲注(2) 8849頁は、2項が適用される場合も「給与所得者の扶養控除等申告書」が提出されていることが確認できなければ、同申告書の提出がないもの（主たる給与でないもの）と扱い、別表第二月額表の乙欄を用いて税額を算出しようとする。しかし、同申告書の提出が確認できないとは、申告所得税の推計課税において必要経費に関する資料が一切提示・提出されない場合に比することができる状態であり、申告所得税の推計課税において、その場合であっても、「必要経費はない」とはせずに推計することとの見合いで考えれば、甲欄を適用するか乙欄を適用するかについて、「推計の合理性」の有無が審査される（従業員の全員について「主たる給与ではない」と考えることの合理性が問題となる）と考えるべきであろう。

(22) 『改正税法のすべて』・前掲注(2) 143頁。

(23) 武田編・前掲注(2) 8851頁。

(24) 『改正税法のすべて』・前掲注(2) 142頁参照。

の下に強制徴収を認める内容である。1号を例にとると、給与等を受給したすべての者が同額の給与等の支払を受けるというのは、経験則から導かれる内容ではない。のみならず、実際に支払われた給与等に賞与が含まれていても、日々雇い入れられた者がいても、それらの事実は無視され、すべて月額として源泉徴収されると考えられる<sup>(25)</sup>。これは一定の場合に、本来あるべき課税標準（とその基礎となる事実）とは別の課税標準等を用いて源泉所得税額を算出し、その金額を強制徴収することを可能にする規定であって、従来型の推計課税の「推計の合理性」の範囲にとどまるものではないと言わざるを得ない<sup>(26)</sup>。そのため、3項を、従来型の推計において推計の合理性の程度を緩和したものと理解するべきではないと考えられる。

そもそも、従来型の推計を定める2項の適用が困難である場合への対処であるから、その効果を有する3項が従来型の推計の範囲内にとどまらないことは、論理的にも整合するものと言えよう。さらに、各号に共通する「支払の日をイに掲げる日とし……支払金額をロに掲げる金額とする」との文言——推定や推計との文言ではなく決め打ちする文言——からも、ここで述べた内容を読み取ることができよう<sup>(27)</sup>。

本条3項の性格を以上に述べたように解する場合、これは強制徴収の際の法律による擬制の規定である。したがって、3項の適用要件を満たす限り、納税告知処分を争う争訟において、納税者が異なる内容を主張して処分を争うことは許されない——救済手段については後に検討する——と解するべきであろう<sup>(28)</sup>。

このように強力な効果を有する3項の適用要件は厳しくあるべきとも考えられるが、現実には相当緩和された要件になると考えざるを得ない。これまで一般に、推計による源泉所得税の強制徴収はほぼ行なわれてこなかったのであるから、2項による本来的な推計が働く余地はき

(25) 阿瀬・前掲注(1)20頁参照。毎月末に支払われたものとして源泉徴収するとされることから、この解釈が導かれよう。

(26) さらに、本条3項が適用される場合には、「給与所得者の扶養控除等申告書」が提出されないケースがほとんどであり、その場合には、同申告書の提出がないもの（主たる給与でないもの）と扱い、乙欄を適用して税額の計算を行なうとされている。武田編・前掲注(2)8849頁。阿瀬・前掲注(1)20頁も参照。この解釈を是とするか否かは難問であるが、注(21)で指摘した2項の場合とは異なり、3項が従来型の推計ではなく、推計が困難な場合に強制徴収を可能にするための規定であることに鑑みると、同申告書の提出が確認できなければ月額表の乙欄を適用するとの理解は、3項の解釈として可能であると考えるべきである。

(27) なお、3号に特有の解釈問題として、「報酬の種類ごとの支払金額」などとされる場合の「報酬の種類」をどのように区分するか、という点が指摘される。当面、204条1項各号により区分すると考えておくが、たとえば、同項1号に該当する支払に弁護士に対するものと税理士に対するものの両方が含まれていた場合に、総額を単純に頭割りすることで足りるか、他方、5項の推計を用いるとしても、両者を区分することが実務上可能か、などの点につき、さらに検討が必要であろう。

(28) 阿瀬・前掲注(1)21頁参照。他方、武田編・前掲注(2)8849頁は、「本条第2項から第6項までの規定による」強制徴収の場合について、「強制徴収された所得税額が申告や処分により確定されたものではない」として源泉徴収義務者がこれを争うとするが、5項に関する実額反証についてはそのとおりだとしても、支払総額と受給者の人数が適法に確定されて3項が適用される場合に、納税告知処分を対象とする争訟で納税者が税額を争う余地はないように思われる。

わめて小さく、それによる徴収が「困難である場合」とは、納税者から少なくとも推計に必要な資料が提示、提出されない場合のすべてを含むと解するほかないからである。その詳細は裁判例の蓄積を待つほかはないが、国側が（2項についての）推計の必要性の立証に成功すれば、ほぼ自動的に3項の適用が肯定されることになるものと予想される。

## （2）本条5項の位置付け

本条5項は、3項の適用に際して一定の事実から、支払総額や受給者の人数を推計することを許す規定である。そこに掲げられている参照されるべき事実は、（なぜか掲げる順序が異なるが）事業の規模について従業員数への言及がないことを除けば、156条が挙げる事実と同じである。また、受給者の人数（特に、従業員数など）や支払総額（特に、給与等の場合）は、納税者本人からの資料の提出がなくても、同業者比率法により推計が可能である。これらの点を考え合わせると、5項の規定は、3項の規定の創設に伴う規定の整備にとどまり、5項の推計は従来型の推計課税の場合と同様の性質を持つものと解することができよう<sup>(29)</sup>。そのため、5項の適用とその結果については、従来型の推計課税におけるのと同様の「推計の必要性」と「推計の合理性」が必要とされる。

また、5項を従来型の推計と位置付けると、納税者による実額反証の余地が残る。申告所得税等の推計課税に関する実額反証に対する裁判例等の厳しい態度（東京高判平成7年3月16日行集46巻2＝3号280頁等）に鑑みると、この場合の実額反証は、単に人数や支払総額のみを主張立証すれば足りるのではなく、原則的な積上げ計算による1項の徴収が可能になる程度——すなわち、3項を適用する必要がなくなる程度——の立証が求められるように思われる。

## （3）本条6項の位置付け

本条6項は、ある支払が、給与等、退職手当等、報酬等のいずれかなのか、それともこれらのいずれかに相当する国内源泉所得なのかを推定することができるとする第1文と、その推定が困難であるときは国内源泉所得ではないものと「することができる」とする第2文とから成る。

第1文については、経験則にもとづく事実上の推定について確認的に定めたものと考えられる<sup>(30)</sup>。

これに対して、第2文は、「することができる」との文言にも照らすと、第3項と同じく、法律による擬制の規定と考えるべきであろう。その適用要件である「これらのいずれに該当するかを推定することが困難であるとき」とは、徴収庁の収集した全資料によっても、経験則にも

(29) 武田編・前掲注(2)8853頁も同旨。

(30) 武田編・前掲注(2)8854頁参照。

とづく事実上の推定ができない場合（それを可能とする資料がない場合）と解することになる。

#### (4) 小括

以上の検討結果をまとめておく。令和2年改正後の本条2項以下の中核的な規定は、支払日を法定の日と擬制し、かつ、受給者への支払額を全員同額と擬制する3項にある。この3項は2項による推計が困難である場合の規定であるから、通常の推計を定める2項における「推計の必要性」の存在が3項の適用要件ともなる。3項が適用される際の5項による支払総額、受給者数の推計は従来からある推計と同じ性格のものであり、「推計の必要性」と「推計の合理性」が要求される。また、立証のハードルは高いが、納税者は5項による推計に対して、実額反証をなしうると解される。

3項とは別に、本条各項（4項を除く）の適用について、ある支払が国内源泉所得か、その他の適用対象所得かの推定が困難である場合に国内源泉所得ではないとする6項も、法律による擬制と考えられる。以上の検討結果を、適用要件に関するフローチャートとしたものが、本稿末尾の図である<sup>(31)</sup>。

### 3 推計による強制徴収がなされた場合の納税者の救済方法

#### (1) 納税告知処分を争う場合

本条3項、1項を適用した強制徴収がなされたが、実際に納付すべき税額が徴収された税額を下回ると考える納税者は、どのような手段でその主張をすべきであろうか。

最初に考えられるのは、納税告知処分の適法性を争い、その中で徴収されるべき税額を争う方法である。しかし、本条3項、および、6項第2文が一定の事実を法律上擬制していると考えられる本稿の立場に立つと、納税告知処分を争う争訟で納税者が主張しうる事実は、比較的限られている。

まず、3項の適用は2項における推計の必要性を前提としているから、納税者は自分に対する処分につき、推計の必要性がないことを主張、立証することが考えられる。次に、3項の適用に5項による推計が用いられている場合には、5項適用に関する推計の必要性と合理性の有

(31) 図において、推計の必要性がない場合に「推計できない」としている点について補足しておく。確かに、支払日や各人ごとの支払額が判明しない場合のほとんどのケースで推計の必要性が肯定されるものと思われる。しかし、納税者の調査非協力が、先行する調査が違法であることに起因している場合などには、まず違法調査について謝罪等を行ない、納税者の協力が得られるべき状態にしなければ、推計の必要性が認められないと考える立場（佐藤英明『スタンダード所得税法〔第4版〕』（弘文堂）432頁参照）に立つと、レアケースではあろうが、推計の必要性が認められず、推計による強制徴収が許されない場合がありうると解しておきたい。

無について、主張・立証することとなる。また、5項の適用に関して、実額反証の余地もある。最後に、6項第1文による推定がなされたケースでは、その推定が事実上の推定として合理的か否かを争うことができよう<sup>(32)</sup>。

これに対して、3項の適用とその基礎となる計数についての主張が退けられた場合、実際の支払人数や各人に対する支払額が事実と異なることを主張立証して納税告知処分を争うことは許されないと解すべきであろう。これらの点につき、3項が法律による擬制をしているからである<sup>(33)</sup>。

## (2) 誤納金の還付請求により争う場合

納税告知処分は課税処分ではなく徴収処分であるから、正当な納付すべき税額が納税告知処分に示す税額を下回ると考える納税者は、告知された税額を納付した後、源泉所得税納税義務（または、源泉所得税債権）の不存在を前提とした、誤納金の還付請求をすることができる（最判昭和45年12月24日民集24巻13号2243頁参照）。推計による強制徴収を受けた納税者についても、この点に通常の強制徴収の場合と違いはないと考えられる<sup>(34)</sup>。

納税告知処分を対象とする争訟と誤納金還付請求をめぐる争訟のどちらを選択するかは納税者に任されており、また、納税告知処分を争って敗訴した納税者が、改めて誤納金還付請求訴訟を提起することも可能であると、解しておきたい<sup>(35)</sup>。

この場合、納税者は正当な納付すべき税額がいくらであることを立証する責任を負う。その際には、5項適用の結果に対して実額反証する場合と同様に、推計の必要性がなくなる程度の支払額、支払相手、支払日等のすべてを立証することが求められるであろう。

---

(32) 阿瀬・前掲注(1)21頁は、3項を適用した納税告知処分を争う際の直接の実額反証の可能性について、「一般論として整理することは困難」とするが、実額反証をする場合には、前述のとおり、5項適用を争う場面となると考えるべきであろう。

(33) 同旨か。阿瀬・前掲注(1)21頁。なお、6項第2文が適用された場合についても、3項の場合と同様に考えるべきこととなる。

(34) 阿瀬・前掲注(1)21頁は、この点に関し、「推計等による納税の告知の税額を自動確定した税額とみなす旨の規定は置かれていないこと」を指摘する。

(35) 碓井光明「判批」ジュリ1533号128頁、佐藤英明「支払いの私法上の効力と源泉徴収義務」税務事例研究173号41頁参照。なお、納税告知処分を争って敗訴した納税者は、改めて還付請求訴訟を提起し得ないとする説（橋本彩「判批」『平成30年度版重要判例解説』194頁）もあることから、納税告知を受けた納税者は、いったんその税額を納付した上で、納税告知処分を争うことなく誤納金還付請求をするのが「安全策」とも考えられる。

## IV 事例の検討

### 1 事例 (1) について

Aが事業を営む店で相当な人数の者が働いていることが現認されており、申告所得税の推計課税のための反面調査では人材派遣業者との取引が確認されていないことから、これらの者は何らかの形でAに雇われ、給与の支払を受けているものと解されるため、Aには給与等に対する源泉所得税の納税義務があると考えられる。他方、Aは税務調査に一貫して非協力的な態度をとっているため、この源泉所得税額を実額で算定するための支払日、各人ごとの支払額は判明していない。また、Aの店では、非居住者が日々雇い入れられて売り子をしている例があるらしく、その際は、給与等ではなく給与等に相当する国内源泉所得としての源泉徴収が必要とされる。この点は、類似の同業者における状況を勘案して一定の推定ができるのであればその結果に従い、そのような推定が困難な場合には、給与等にあたるものとされる（6項第2文）。

次に、Aは税務調査に一貫して非協力的な態度をとっているため、この源泉所得税額を実額で算定することはできない。この場合、本条2項による推計の必要性が満たされていると考えられる。しかし、ここで2項による推計の可能性を考えると、給与等についての源泉所得税を同業者比率法で推計することはほぼ不可能であり、かつ、本人比率法で推計するのに必要な資料は一切得られていない。したがって、2項による推計は困難であるから、3項の適用が認められる。しかし、Aの店における給与等の支払総額や従業員数は一切明らかではないため、5項による推計の必要性が認められる。

5項により給与等の支払総額や従業員数を推計するにあたっては、同業者比率法が用いられよう。同種同規模の土産物店の個人事業主を適切に抽出し、給与等の支払総額や従業員数の平均をとることが通常のやり方と思われる<sup>(36)</sup>。これらの数値を基礎として、令和5年中における推計された支払総額を推計された従業員の人数で割り、さらに、令和5年中の月数の12ヶ月で割った金額が同年中毎月月末に給与等として支払われたものとして、第1項の規定による強

(36) 給与等の支払総額については、単純な平均値で問題はないと考えられるが、従業員の人数については、正規労働者の従業員数が多ければ、必要な総労働時間に対する従業員数は少なくなり、パートやアルバイトが多ければ、逆に従業員数が多くなるため、総労働時間を基礎として、正規従業員、パート、アルバイト等の勤務形態について平均的な構成を描いて人数を算出する等の措置が必要とされる可能性がある。5項による推計には、通常の「推計の合理性」が要求されるからである。

この点につき、研究会の席上、牛嶋勉弁護士から、業種ごとに正規労働者、非正規労働者の平均的な割合等を示した公的統計（厚生労働省）がある旨のご教示をいただいた。野一色・前掲注（1）135頁では、申告所得税の推計課税において、賃金統計を基準とした人件費の推計の合理性を認めた裁判例（大阪地判昭和61年11月25日税資154号611頁）が紹介されており、前述した統計を用いる推計も合理性があるとされる場合がある。

制徴収が行なわれる。その際、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出がないことから、いわゆる月額表乙欄による税額計算をすることが許されよう。

## 2 事例 (2) について

事例 (2) の P 社についても、事例 (1) の A に対するのと同様に、本条 2 項による推計の必要性を前提に、給与等の支払総額と受給者の人数が 5 項により推計されて 3 項の適用により 1 項の強制徴収がなされたものと考えられる<sup>(37)</sup>。その際、新規なコミュニケーションツールの開発という高度な技術を要する作業に従事する従業員として、相当程度能力が高い従業員に対して支払われた給与等の額が基礎として、支払総額が推計されている。

これに対して、実際には、そこまでの高額を支払っていなかったことが、少なくとも令和 4 年分については、USB メモリに保存されていた一覧表により明らかになったため、B は、P 社として誤納金の還付請求を行ない、拒否された場合には、誤納金還付請求訴訟を提起することが考えられる。

もし、訴訟において、令和 4 年分につき、各人ごとの支払額や支払日をすべて立証することができれば、納付すべき税額がすでに納付した税額を下回るその差額については、P 社の主張が認められることとなろう。

これに対して、令和 4 年分の「納付した税額」に対する「納付すべき税額」の比率が判明したとしても、還付請求訴訟における立証責任が納税者にあることから、その比率を用いた令和 3 年分、令和 5 年分の源泉所得税の還付請求は認められないものと考えられる。

## V 結びにかえて

本稿では、源泉所得税の推計による徴収について、その要件・効果、理論的な位置付け、および、納税者の救済方法などについて、簡単に検討した。最後に、この制度を、より大きな文脈に位置付ける可能性についても指摘しておきたい。

先行業績は、本条 2 項以下の制度につき、「証明責任の転換を行うものと整理することができる」<sup>(38)</sup>、とし、さらに踏み込んで、「納税環境整備との側面も有するのではないか」<sup>(39)</sup>と指摘している。筆者もこの分析に賛成である。

(37) B の友人らへの支払が給与等であることに争いはないものの、実質 B が 1 人で働いていて、1 ヶ月に 10 日くらい数名の従業員が勤務するという形態の同業者を一定数抽出することには困難が伴うであろうから、常勤の従業員の給与総額をベースに、いくつかの仮定を重ねて給与等の支払総額を推計することになるものと思われる。

(38) 阿瀬・前掲注 (1) 22 頁。

(39) 野一色・前掲注 (1) 137 頁。

一部の納税者による、税の公平に疑問を持たせるような行為については、正しい税額の決定を不可能にするか、または、著しく困難（正しい税額の決定に投入すべき課税庁の労力等が大きすぎるため）なものとする場合が指摘されている。これらの場合については、判明した税額等を基礎として厳正な制裁を加えることも必要であるが<sup>(40)</sup>、さらに租税実体法において、一般の場合とは課税標準等を異にする課税・徴収を可能にする方法が効果のある対処方法として考えられる。その例としては、令和2年改正における本条の改正に続き、令和4年改正における所得税法45条3項の改正（簿外経費等の必要経費不算入）も行われている（法人税法55条3項も参照）。

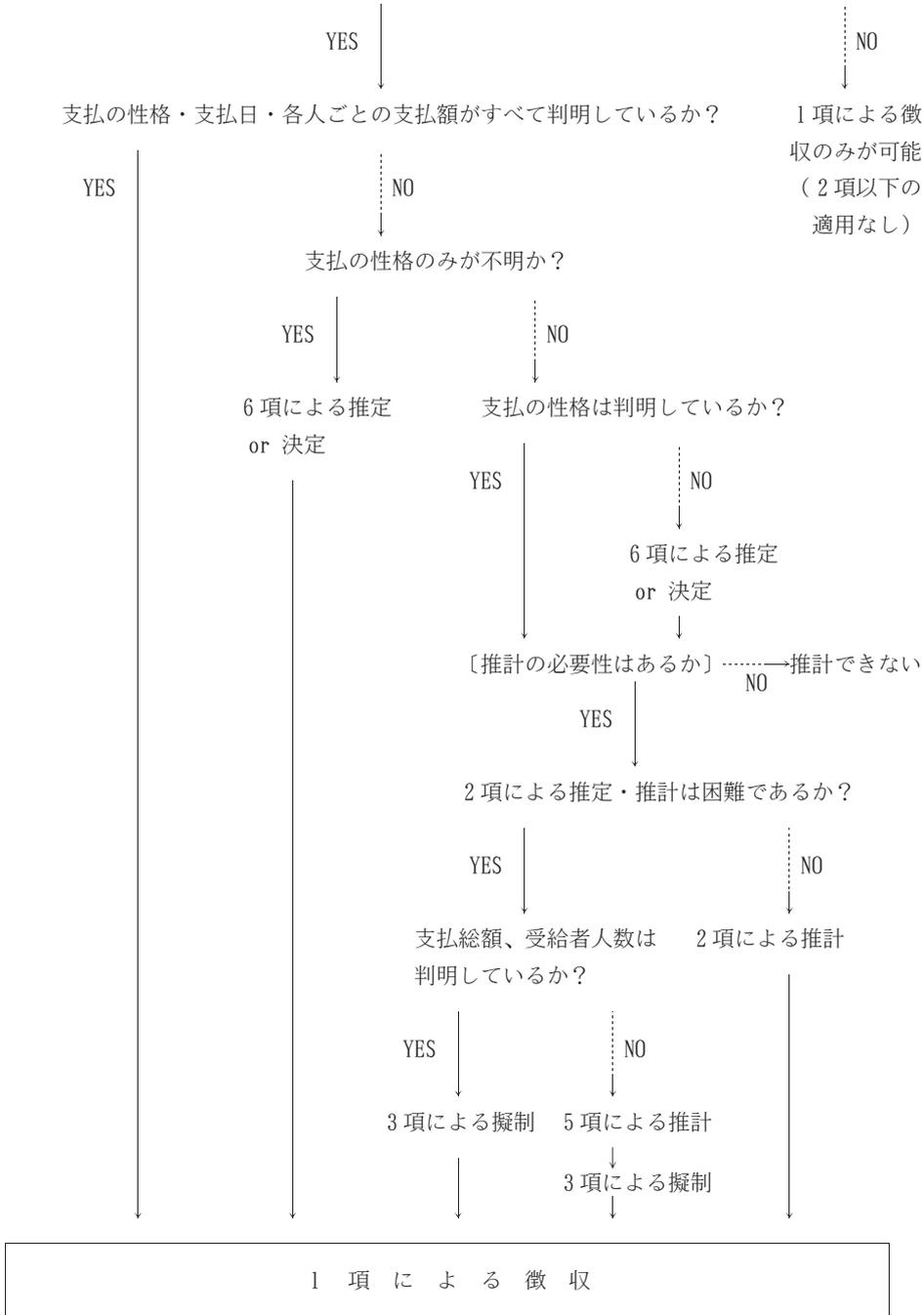
このような納税者の非協力等に対する実体法改正による対処については、別稿で検討する予定である。

---

(40) 関連する行政制裁については、佐藤英明「租税法上の行政制裁の現状と展望」増井良啓、瀧圭吾、浅妻章如、吉村政穂、藤谷武史、神山弘行編『市場・国家と法 中里実先生古稀祝賀論文集』（有斐閣）331頁参照。

【所得税法221条各項の適用に関するフローチャート】

源泉徴収の対象となる支払は、給与等、退職手当等、報酬等、または「国内源泉所得」（青色申告者の支払を除く）であるか？



## 民事信託終了時における信託内借入に対する相続税法上の取扱い

弁護士 伊藤 信彦

---

### 事例

- 1 Xの相続人は、長男甲である。
- 2 Xは、自宅のほか、相続対策として賃貸不動産（土地・建物）を所有しており、同不動産を担保として、金融機関Aに1億5000万円の借入をしている。

Xは80歳になり、体力や判断能力が段々と衰えつつあることを実感しており、賃貸不動産を管理することに負担を感じている。他方で、Xの長男甲は、Xの近所に居住しており、Xの生活を援助する意思も能力もある。

Xは、賃貸不動産の管理を長男甲に任せることを希望しており、今後、さらに、体力や判断能力が低下し、金融機関からの借入の借換、賃貸用不動産の建替えや修繕、新規の賃貸借契約の締結や更新ができなくなることを心配している。

- 3 以上の状況を踏まえて、Xと長男甲は、要旨、以下の内容の信託契約を締結した。
  - ① 信託の目的：Xの財産管理の負担軽減、Xの財産の適切な管理・運用など
  - ② 信託行為：Xと長男甲の信託契約
  - ③ 信託財産：賃貸不動産、金銭など
  - ④ 委託者：X
  - ⑤ 受託者：長男甲
  - ⑥ 受益者：X
  - ⑦ 信託の終了事由：Xの死亡
  - ⑧ 帰属権利者：長男甲

なお、この信託契約では、信託財産に属する財産と債務（信託財産責任負担債務）は、帰属権利者に現状有姿で給付し承継させるものとする、と定められていた。

- ⑨ 債務引受：Xの金融機関Aに対する借入金1億5000万円について、長男甲は債務

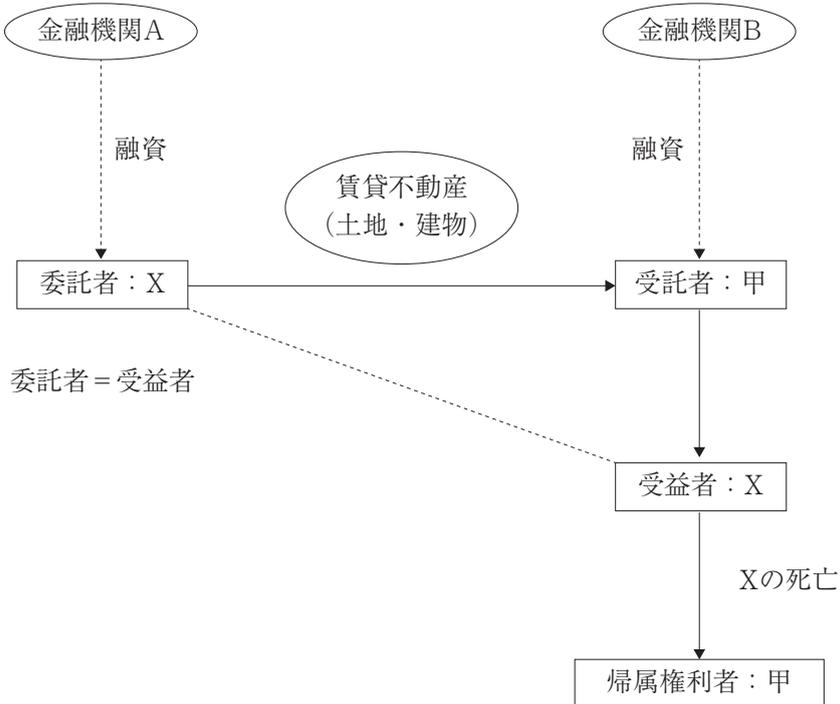
引受をし、信託財産責任負担債務とした。

4 令和6年9月にXが85歳で他界し、上記信託も終了した。

Xは、相続時に、現預金1000万円のほか、相続税評価額で5000万円相当の自宅の土地建物を保有していた。

また、信託財産である賃貸不動産の時価は1億2000万円、相続税評価額は1億円であるのに対して、信託を設定した際に、長男甲が債務引受をした金融機関Aに対する借入金の残債務が1億円、信託設定後に長男甲が、賃貸不動産について大規模修繕を行った際に金融機関Bから借り入れた借入金債務が2000万円残っていた。

以上を図にすると以下のとおりである。



**【設問】**

信託財産に属する財産である賃貸不動産の相続税評価額は1億円であり、債務（信託財産責任負担債務）は、金融機関Aからの借入金残金1億円、金融機関Bからの借入金残金

2000万円である。Xの相続において、金融機関Aからの借入金残金1億円、金融機関Bからの借入金残金2000万円について、債務控除（相法13条）することができるか。

## I はじめに

65歳以上の高齢者の増加に伴い、近年、高齢者の財産を管理・承継させる制度が注目を集めている。その中でも、民事信託<sup>(1)</sup>は、成年後見制度や遺言と異なり、自由度が比較的高いことから、複数のメディアでも取りあげられ、急速に普及しつつある（日本公証人連合会によると、民事信託に係る公正証書の作成件数は、2018年に2223件であったが、2023年には4434件とほぼ倍増している。）。

また、民事信託と課税に関しては、様々な問題が指摘されているところである<sup>(2)</sup>が、平成18年の信託法改正後、本研究会で、民事信託と相続税等の問題を扱ったのはそれほど多くない<sup>(3)</sup>。

そこで、今回は、民事信託における信託内借入（受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う信託財産責任負担債務（信託法2条9号）をいう。）と債務控除の取扱いをテーマとすることとした<sup>(4)</sup>。これは、委託者の死亡によって信託が終了し、信託財産に属する財産と債務（信託内借入）を残余財産受益者や帰属権利者<sup>(5)</sup>に現状有姿で承継させた場合に債務控除（相法13条）が認められるかという問題である。

なお、本稿の内容のうち意見を述べる部分は、あくまで筆者の個人的な見解であり、本研究会及び筆者が所属するいかなる団体の意見でもないことをご留意頂きたい。

- (1) 家族や同族会社などが、営業としてではなく受託者となる信託のことをいう。これに対して、信託会社や信託銀行が営業として受託者となる信託を商事信託という。今回の事例のような高齢者の財産を管理・承継させるための信託の場合、受託者は家族とするのが一般的である。
- (2) 例えば、日弁連信託センター2023年2月22日「信託税制マニュアル」のチェックリストなどをご参照頂きたい。
- (3) 信託法改正（平成18年12月15日交付、平成19年9月30日施行）後は、首藤重幸教授の「信託と相続等をめぐる問題」（税務事例研究160号（2017年）50頁）と弊職の「被相続人の意思に反する財産の分割」（同183号（2021年）31頁）のみである。首藤教授は、外国信託・生命保険信託、信託財産に対する滞納処分等の問題について検討しており、弊職は、信託の終了と財産の帰属変更の場合における課税の問題について検討した。また、改正後の信託法と贈与税・相続税について紹介したものとして首藤重幸「新信託法と贈与税・相続税」（同98号（2007年）55頁）がある。
- (4) 本稿は、坂田真吾「信託内借入の債務控除に関する一考察 相続税法9条の2第4項の適用問題」（税務弘報68巻5号（2020年）、159頁以下）で示された相続税法9条の2の解釈に対して、若干の考察を加えるものである。なお、坂田弁護士には、本稿を執筆するにあたり貴重なご意見を頂いた。
- (5) 帰属権利者は、信託存続中は受益者としての権利を有さず、信託終了後の清算中に受益者と同様に扱われるにとどまる（信託法183条6項）。これに対して、残余財産受益者は、信託存続中（終了前）から受益者としての地位を有し、受益債権を確保するために信託法上受託者その他の者に対して一定の行為を求めることができる権利（信託法2条7項参照）、受益者としての各種の監督権能等を有する、とされる（道垣内弘人編著『条解信託法』（弘文堂、2017年）788頁）。

## II 信託の基本的な構造

### 1 信託とは

信託とは、信託法3条に定められている方法（信託契約を締結する方法、信託遺言をする方法、自己信託設定証書を作成する方法）のいずれかにより、特定の者（委託者）が一定の目的（信託目的）に従い財産（信託財産）の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう（信託法2条1項）。

信託を設定する者を委託者（同2条4項）、信託目的に従い信託財産の管理又は処分及びその他の信託目的達成のために必要な行為をすべき義務を負う者を受託者（同2条5項）という。また、信託財産あるいは、その運用から生じた利益の給付を受ける者がいるとき、その者を受益者という（同2条6項・7項）。

### 2 自益信託と他益信託

委託者と受益者が同一者である信託を自益信託といい、委託者と受益者が異なる者である信託を他益信託という。

### 3 信託における課税上の取扱い

信託は、形式上、受託者に信託財産が移転されるが、実質的に経済的な利得を得るのは受益者である。そのため、課税に際しては、その実質に着目し、実質的な利益の享受者である受益者が原則として、信託財産を有しているものと扱うこととされている（受益者等課税信託）<sup>(6)</sup>。すなわち、課税上は、受益者が信託された財産・債務を持っているものとみなされ、信託財産に係る収益・費用は受益者に帰属することになる。

したがって、信託設定時に、委託者と受益者が同一者である自益信託の場合、形式上は受託者に財産が移転するが贈与税課税は発生せず、他方で、委託者と受益者が異なる他益信託の場合、委託者から受益者の間で適正な対価の授受がないと委託者から受益者に対する贈与税課税が発生する<sup>(7)</sup>。

### 4 高齢者の財産を管理・承継させるための信託

今回の事例で取りあげた高齢者の財産を管理・承継させるための信託の場合、信託設定時に

---

(6) 信託税制には、受益者等課税信託のほか、集団投資信託等、法人課税信託という大きな3つのカテゴリーがある。

(7) いずれも受益者が個人の場合である。受益者が法人の場合は、法人税の課税が発生する。

贈与税課税がなされないように自益信託とした上で、委託者（当初受益者）が死亡した場合に信託を終了させ、財産を承継させたいと考えている相続人を残余財産受益者又は帰属権利者として、財産を承継させることが一般的である。信託契約において、受益者が亡くなった時に、受益権や信託財産が移転する先が定められている信託であり、遺言と同様の効果があるので、遺言代用信託ともいわれる<sup>(8)</sup>。

### III 問題の所在

#### 1 相続税法9条の2

相続税法9条の2は、信託の効力が生じた時等に贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合について規定する。条文について、本事例と関連する部分を抜き出すと以下のとおりである（下線は、筆者が加筆した。）。

第9条の2 信託（括弧内略）の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の受益者等（受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう。以下この節において同じ。）となる者があるときは、当該信託の効力が生じた時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の委託者から贈与（当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生じた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

2 受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至った場合（第4項の規定の適用がある場合を除く。）には、当該受益者等が存するに至った時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の受益者等であった者から贈与（当該受益者等であった者の死亡に基因して受益者等が存するに至った場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

(8) 遺言と信託の相違点は、主として以下のとおりであり、財産の承継方法としては、信託の方が柔軟な設計が可能である。

	遺言	信託
効力の発生時期	遺言者の死亡時	（信託契約の場合）委託者と受託者が合意をした時
財産承継の方法	同時に全ての財産を承継	同時に全ての財産を承継させることも、分割して承継させることも可
財産承継のタイミング	遺言者の死亡時	委託者の生前、死亡時、死後のいずれも可

なお、遺言の効力の発生時期は上記のとおり遺言者の死亡時であり、かつ、内容が抵触する複数の遺言書が存在する場合、作成日が後の遺言が有効であるとされる（民法1023条）。そのため、遺言の場合、新しい遺言書が作成されたり、作成された遺言書が隠匿（自筆証書遺言の場合）されることもあり得る。これに対して、信託の場合、そのような危険は生じにくいので、財産の承継方法としては、信託の方が、法的安定性・予測可能性が確保されているといえる。

3 (略)

4 受益者等の存する信託が終了した場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者があるときは、当該給付を受けらるべき、又は帰属すべき者となった時において、当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となった者は、当該信託の残余財産（括弧内略）を当該信託の受益者等から贈与（当該受益者等の死亡に基因して当該信託が終了した場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

5 (略)

6 第1項から第3項までの規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得した者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして、この法律（括弧内略）の規定を適用する。（以下略）

相続税法9条の2の1項は、信託の効力が発生した場合、2項は、新たな受益者等を存するに至った場合、4項は、信託が終了した場合における相続税・贈与税について規定したものであると説明されている。

また、6項は、1項から3項の場合における信託財産に属する資産及び負債の取得・承継について規定している（4項の場合には6項は適用されない。）。

## 2 信託の終了時における信託財産及び信託内借入の信託法上の取扱いと相続税法9条の2第4項

### (1) 信託の終了に関する信託法の規定

信託行為において定めた事由が生じたとき（信託法163条9号）などに信託は終了する。信託が終了した場合、清算の開始原因となり清算手続に入る（同175条）が、清算手続が終了するまではなお信託は存続する（同176条）。

清算手続において、受託者は、清算受託者として、信託の清算の職務を行う。具体的には、①現務の結了（同177条1号）、②信託財産に属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済（同2号）、③受益債権（残余財産の給付を内容とするものを除く。）に係る債務の弁済（同3号）、④残余財産の給付（同4号）である。加えて、清算受託者は、信託法177条2号及び3号の債務を弁済した後でなければ、信託財産に属する財産（残余財産）を残余財産受益者等に給付することができない（同181条）とされている。

### (2) 相続税法9条の2第4項は、上記(1)の信託法の条文を踏まえて規定されたものである。

すなわち、信託が終了して清算手続が開始し、債権債務の弁済等が終了してプラスの残余

財産が残り、それを適正な対価を負担せずに残余財産受益者等が取得した場合に、贈与（遺贈）により取得したものとみなすとして、相続税の課税対象としたのである<sup>(9)(10)</sup>。

- (3) しかしながら、現実には、本事例で設定したとおり、信託契約の当事者の意向を踏まえて、信託終了時に、清算手続に移行することなく、信託財産に属する財産と債務を現状有姿で残余財産受益者等に承継させる旨の信託が設定されていることも多い。

この点、信託法 181 条が、清算受託者は信託法 177 条 2 号及び 3 号の債務を弁済した後でなければ、信託財産に属する財産を残余財産受益者等に給付することができない旨を規定していることから、そもそも、このような信託の設定が有効かという点が問題となるが、清算受託者、残余財産受益者等の合意に加え、全ての債権者の承諾（民法 470 条 3 項、472 条 3 項）があれば、信託財産に属する財産と債務を現状有姿で残余財産受益者等に帰属させることも可能であると信託法上は解釈されている<sup>(11)(12)</sup>。

- (4) しかしながら、相続税法 9 条の 2 第 4 項は、信託法規定の条文どおり信託の清算手続が行われ、残余財産が残余財産受益者等に給付された場合についてのみ規定し、信託法の解釈上は許されるとされている信託財産に属する財産と債務を現状有姿で残余財産受益者等に帰属させる場合の取扱いが判然としない（信託財産に属する債務について債務控除ができるかがわからない）ため、相続税法上、このような場合に、どのように考えるべきかが問題となる。

## IV 実務上の対応及びその限界

### 1 実務上の対応

この点、信託財産に属する債務について債務控除（相法 13 条）させるために、実務上は、以下のような対応が考えられる。

- ① 受益者連続型の信託として受益者と残余財産受益者等を一致させた上で信託を終了させる

---

(9) 清算中の信託において、信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算受託者は、直ちに信託財産についての破産手続開始の申立てをしなければならないとされている（同 179 条）。

(10) 「清算では、信託財産と信託の債務との差し引きが最低ゼロで、通常はプラスが残ることが想定されている。そうでないとすれば、清算ではなく破産の方に行くべきである」〔藤田友敬発言〕能見善久・道垣内弘人編『信託法セミナー 4 信託の変更・終了・特例等』（有斐閣、2016 年）64 頁

(11) 前掲注 (5)〔沖野眞巳〕761 頁、785 頁以下

(12) 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』（商事法務、2008 年）376 頁は、信託スキームの関係当事者全員が合意しているのであれば本条（177 条）や 181 条の規定とは異なる処理の仕方も認められるものと解される、とする。

委託者（当初受益者）の死亡を信託の終了原因とせず、委託者（当初受益者）が死亡した場合、第二次受益者として信託財産を承継させようと考えている者とする受益者連続型の信託とすることが考えられる。

この場合、委託者（当初受益者）が死亡して、第二次受益者が受益権を取得する段階では、相続税法9条の2第2項、同6項が適用され、当該信託の信託財産の属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなされる（したがって、信託財産に属する債務についても債務控除される。）。その後、信託を終了（例えば、第二次受益者が受益権を取得した1年後）させる段階では、受益者と残余財産受益者等が同じ者であるから、相続税の課税は発生しない。

② 委託者（当初受益者）に債務を負わせる

委託者（当初受益者）が負っていた既存債務については、委託者と受託者が併存的債務引受<sup>(13)</sup>を行い、かつ、信託契約において、当該債務を信託財産責任負担債務（信託法21条1項3号）とすることが考えられる。この場合、信託設定後も委託者（当初受益者）が債務を負っていることから、当該債務について債務控除が認められる。

また、信託契約締結後に、受託者が、信託財産である不動産の修繕費等のために金融機関から借入をする場合、当該債務は信託財産責任負担債務（信託法21条1項5号）であるが、この際に、受託者と委託者を連帯債務者とし、かつ受託者と委託者の負担割合を0:10とすることが考えられる<sup>(14)(15)</sup>。

## 2 実務上の対応の限界

もっとも、上記1で記載した実務上の対応にも限界がある。

すでに、信託終了時に、信託財産に属する財産と債務を現状有姿で残余財産受益者等に承継させる旨の信託は相当数設定されている。これを受益者連続型信託に変更したり、受託者が信託財産である不動産の修繕費等のために金融機関から委託者を連帯債務者として借入をする時点で、委託者の判断能力の低下が顕著に進行してしまっていた場合、意思能力が欠けるために、

(13) 債務引受とは、債務者が負担する債務と同一の内容の債務を契約によって第三者が負担することとする制度であり、第三者が債務を負担した後も元の債務者が引き続き債務を負担する併存的債務引受（民法470条以下）と、第三者が債務を負担した後は元の債務者がその債務を免れることになる免責的債務引受（民法472条以下）がある。免責的債務引受と比べて、併存的債務引受の方が、債権保全の可能性が高いので、債権者の承諾も得やすい。

(14) 相基通14-3(二)は、連帯債務については、連帯債務者のうちで債務控除を受けようとする者の負担すべき金額が明らかとなっている場合には、当該負担金額を控除し、連帯債務者のうちに弁済不能の状態にある者があり、かつ、求償して弁済を受ける見込みがなく、当該弁済不能者の負担部分をも負担しなければならぬと認められる場合には、その負担しなければならぬと認められる部分の金額も当該債務控除を受けようとする者の負担部分として控除することとする。

(15) 国税不服審判所昭和57年1月14日裁決・裁決事例集23号161頁参照

有効な法律行為ができない。

そのため、信託財産に属する財産と債務を現状有姿で残余財産受益者等に承継させる旨規定された信託契約において、相続税法9条の2の解釈により、信託財産に属する債務を債務控除できる解釈が導けないかが問題となる。

## V 相続税法9条の2の解釈による債務控除の検討

### 1 相続税法9条の2第4項の「残余財産」の解釈

- (1) この点、一般私法上の「残余財産」の概念と異なり、相続税法9条の2第4項の「残余財産」は、信託財産に属する財産と債務を現状有姿で残余財産受益者等に承継させる場合、この承継させる「財産」、「債務」のそれぞれをいうと解釈できるのであれば、債務控除が認められる余地がある。
- (2) しかしながら、一般私法上の「残余財産」は、清算手続において、財産の換価、債権の取立て、債務の弁済等が終了した後の財産をいう（会社法481条以下、民法688条、信託法177条）ところ、相続税法9条の2第4項の「残余財産」は、これを借用しているものである。そして、借用概念については、別意に解すべきことが租税法規の明文又はその趣旨から明らかな場合は別として、原則として、本来の法分野におけると同じ意義に解釈すべきであろうとされている<sup>(16)</sup>。

相続税法9条の2第4項の「残余財産」の場合、一般私法上の「残余財産」と別意に解すべきことが租税法規の明文又はその趣旨から明らかとはいえない（むしろ、上記Ⅲの2で記載したとおり、相続税法9条の2が信託法の条文を踏まえて規定されていると思われることからして、一般私法上の「残余財産」と同じ意義に解すべきと思われる。）し、また、上記のように承継させる「財産」「債務」のそれぞれを「残余財産」とすると、「残余財産」にマイナスの財産を観念することになるが、そのような解釈を行うことは解釈の限界を超えるものとする。

- (3) 以上から、相続税法9条の2第4項の「残余財産」を、一般私法上の「残余財産」と別意に解することはできないと考える<sup>(17)</sup>。

---

(16) 金子宏『租税法第24版』（弘文堂、2021年）126頁以下、最判平成23年2月18日・訟務月報59巻3号864頁等多数。

(17) なお、坂田弁護士から、相続税法9条の2第4項の「残余財産」は、相続税法の規定であるから、相続開始時における資産の相続税評価額から債務の相続税評価額を差し引いて算出されるものであると解されるのではないかと意見を頂いた。条文の文言にも整合しており、傾聴すべき意見であるとする。

## 2 2項適用説

- (1) この点、近時、相続税法9条の2第4項の文理解釈及び趣旨解釈から、信託財産に属する財産と債務を現状有姿で残余財産受益者や帰属権利者に承継させた場合、相続税法9条の2第2項が適用され、その結果、同6項により、信託財産に属する債務を債務控除できるとする見解が主張されている（以下、この見解を「2項適用説」という。）<sup>(18)(19)</sup>。
- (2) 2項適用説の要旨は以下のとおりである。

- ① 債務を弁済することなく、信託財産に属する財産を給付された者（信託財産に属する財産と債務を現状有姿で承継した者）は、「残余財産」の給付を受けるべき、又は帰属すべき者（相続税法9条の2第4項）に該当しないと解するべきである。その者は、信託の債務を弁済した残りの財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者ではないからである。

また、債務を弁済することなく信託財産に属する財産が給付された場合には、当該給付された信託財産が「残余財産」にあたりと解した場合でも、当該「残余財産」だけでなく対価として債務を承継しているのであって、相続税法9条の2第4項が規定する「適正な対価を負担せずに」という要件を充足しないから、同項は適用されない。

- ② 相続税法9条の2第2項は、「受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至った場合（第4項の規定の適用がある場合を除く。）」と規定している。このような規定ぶりからして、信託設定後に（信託が終了して）対価を負担せずに受益者が存することになった場合も、「受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至った場合」に該当することは明らかである。だからこそ、同条2項は「（第4項の規定の適用がある場合を除く。）」というかつこ書によって、信託が終了して4項の要件を充足する受益者を除外している。

逆にいえば、上記のように信託が終了しても、（適正な対価の負担なく）「残余財産」の給付を受けない残余財産受益者及び帰属権利者は、2項の「受益者等」に該当し、「受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至った場合」にあたるものとして、2項が適用され、6項の適用を経て、債務控除が認められる。

---

(18) 前掲注(4)164頁以下。なお、坂田弁護士は、相続税法9条の2第4項は、信託が終了して債務が弁済されてプラスの残余財産が残った場合に課税するという趣旨のものであり、財産も債務も承継した場合を想定したものではない、とする。

(19) 2項適用説に賛同するものとして、座間泰明『いちばんやさしい民事信託の税務』（日本法令、2022年）124頁以下、がある。

### 3 2項適用説についての検討

(1) この点、まず、①の前段の解釈は、相続税法9条の2第4項の「残余財産」を、一般私法上の「残余財産」と同義に解釈した場合の帰結であって首肯できる。

しかしながら①の後段の解釈について賛同できない。信託財産に属する財産と債務を現状有姿で承継した者は、信託財産に属する財産だけでなく債務も承継するが、当該債務は、財産を承継する対価として承継していると解する理由はないからである。また、仮に債務を対価として承継していると解した場合、承継する財産よりも債務の金額が大きい場合、マイナスの対価を觀念せざるを得ないことになるが、このような解釈は、解釈の限界を超えるものであると思われる。

(2) また、②の解釈についても、賛同できない。

たしかに、相続税法9条の2第2項は、「(同条第4項の規定の適用がある場合を除く。)」というカッコ書によって、信託が終了して同条4項の要件を充足する受益者を除外しており、この点からすると、信託が終了した場合で、同条4項が適用されない場合、同条2項が適用されると思える。

しかしながら、相続税法基本通達9の2-1は、相続税法9条の2第1項に規定する「受益者としての権利を現に有する者」には、残余財産受益者は含まれるものの、信託法182条1項2号の帰属権利者は含まれないとしているところ、相続税法9条の2第1項は、「当該信託の受益者等（受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう。以下この節において同じ。）」と規定しているから、同条2項の「当該信託の受益者等」にも帰属権利者は含まれないと解される。また、相続税法基本通達9の2-1が「受益者としての権利を現に有する者」に帰属権利者が含まれないのは、帰属権利者は、本来的には信託から利益を享受するものとされている受益者への給付が終了した後に残存する財産が帰属する者にすぎないことから、信託が終了するまでは受益者としての権利義務を有せず、信託の終了後、はじめて受益者としての権利義務を有するからである、とされている<sup>(20)</sup>。

他方で、相続税法9条の2第4項は、「当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となった者」としており、ここに帰属権利者が含まれることは明らかである。

そうすると、相続税法9条の2の解釈として、信託が終了した場合については、4項で規定していると解される<sup>(21)</sup>。

そして、相続税法9条の2第2項が、「(同条第4項の規定の適用がある場合を除く。)」

(20) 甲斐裕也編『令和6年版 相続税法基本通達逐条解説』（大蔵財務協会、2024年）190頁以下

(21) 「《座談会》信託税務の実務上の諸問題」（信託フォーラム15号（2021年）、25頁以下）において、伊東大祐弁護士が、相続税法9条の2第1項の「当該信託の受益者等（受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう。以下この節において同じ。）」に帰属権利者を読む込むことができるのか、という点の疑問を提起しているのも同様の問題意識と思われる。

## 資産税

というかつこ書を設けているのは、相続税法9条の2第2項の「受益者としての権利を現に有する者」には、残余財産受益者が含まれることから、同条4項が適用される場合には、同条2項の規定が適用されないことを注意的に規定したものと思われる。

(3) したがって、2項適用説の見解には賛同できない。

## 4 小括

以上から、相続税法9条の2第4項の「残余財産」の解釈や、2項適用説が主張する解釈により、信託財産に属する財産と債務を現状有姿で残余財産受益者等に承継させた場合に、信託財産に属する債務を債務控除できるとの結論を導くことは難しいのではないかと思われる。

この点、信託を設定しなければ、被相続人が所有する不動産に関して負った債務が債務控除（相法13条）の対象となるにも拘わらず、信託を設定したことにより債務控除（相法13条）ができない可能性が出てくるというのは、あまりに不合理であり、法的安定性・予測可能性を欠くものである。上記Ⅲの2のとおり、信託財産に属する財産と債務を現状有姿で残余財産受益者等に承継させることは信託法上の解釈としては可能であるから、これに即した相続税法の整備（解釈の明確化を含む）を早急に行うべきである<sup>(22)(23)</sup>。

## VI 関連情報等

1 受益者連続でない一代限りの信託の場合において、信託財産に属する財産と債務を現状有姿で帰属権利者に承継させた場合に債務控除（相法13条）が認められるか、という点については、平成28年に、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）が東京国税局に照会をしている。

この照会に対して、国税局は、債権者の同意の範囲や程度など、信託法181条の規定の例外となる取扱いが可能となる基準など具体的な判断を法務省から示して欲しかったが、示されなかったとし、結論として、事前照会の要件に該当しないとして、回答していない。

2 また、機構と国税局担当者との打ち合わせの中で、機構から、上記のような信託の場合に、次のようなファクターがあれば、委託者の債務として、相続税法における債務控除の対象となると考えてよいかとの質問がなされている。

---

(22) この問題について、解釈論での解決は困難であり、立法等の整備が必要であると指摘するものとして、齋藤孝一「民事信託における信託内借入に対する相続税法上の取扱いについて」（月刊税務事例50巻8号（2018年）80頁）がある。

(23) また、信託法の解釈としても、Ⅲ2(3)で記載した181条の例外だけでなく、清算中の信託財産についての破産手続の開始を規定した179条の例外が認められるための要件についても検討すべきであると考えらる。

- ①信託契約において、実質的な債務の所在が、受託者にあることが明示的であり、またその実態を覆すような事実がないこと。
- ②信託終了時に、信託法 181 条の規定のとおりでなく、信託財産責任負担債務を残したまま（未清算のまま）、清算終了し、帰属権利者に財産及び債務が帰属していること。
- ③②について、債権者から同意が得られており、かつ、争いが生じていないこと。

これに対して、国税局の担当者からは、実際には、事実の積み上げにより判断することになる、との発言がなされている。

この点、本件で、債務控除が問題となっているのは、対象となる債務が、信託財産責任負担債務（信託法 21 条）であることが前提であると思われる。対象となる債務が信託財産責任負担債務であり、かつ、信託法 181 条とは異なる取扱いをすることができる要件を備えているのであれば、債務控除（相法 13 条）を認めてもよいのではないかと思われる（上記 V の 4 のとおり、相続税法の整備（解釈の明確化）が必要である。）<sup>(24)</sup>。

## VII 設例に対する回答

金融機関 A からの借入金債務については、長男甲が債務引受を行い、かつ、信託財産責任負担債務としている。

この場合、債務引受が、併存的債務引受であれば、委託者である X 自身も債務を負っているのであるから、X の相続の際に、金融機関 A からの借入金残金 1 億円が債務控除できることになる。他方で、免責的債務引受である場合、X の相続の際に債務控除できるか否かは上記 V で述べたとおり明確ではない（上記 V の 1 の(1)で説明した「残余財産」について一般私法とは異なる解釈をとる場合や、2 項適用説を採用した場合、債務控除を認めることが可能であるが、これらの見解に賛同できないことはすでに述べたとおりである。）。

次に、金融機関 B からの借入金は、信託財産である賃貸不動産について大規模修繕を行った際に借入をしたものであるから、信託財産のためにした行為であって受託者の権限に属するものによって生じた権利（信託法 21 条 1 項 5 号）として信託財産責任負担債務にあたる。この場合に、X も連帯債務者であり、かつ、甲と X の負担割合が 0 : 10 とされていれば、X の相続の際に借入金残金全額を債務控除することができる。他方で、X が連帯債務者となっていない

(24) なお、本稿で論じた問題とは異なるが、信託契約における残余財産の帰属権利者として取得した土地等の譲渡に係る租税特別措置法 35 条 3 項に規定する被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の適用可否について、これを否定した国税庁の文書回答事例がある（<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/joto-sanrin/221220/index.htm>）。解釈論としては妥当であろうが、高齢化社会における資産管理、承継の方法として民事信託の活用を広げるべきとする方向とは異なるものである。

## 資産税

場合、当該借入金を X の相続の際に債務控除できるか否かは、上記 V で述べたとおり明確ではない（上記 V の 1 の(1)で説明した「残余財産」の解釈や、2 項適用説を採用した場合、債務控除を認めることが可能であるが、これらの見解に賛同できないことはすでに述べたとおりである。）。

「租税法事例研究会」構成員名簿

部 会	氏 名	所 属
法 人 税 部 会	◎成 道 秀 雄 名誉教授	成蹊大学
	○鈴木 一 水 教 授	神戸大学大学院経営学研究科
	金子 友 裕 教 授	東洋大学経営学部
	佐藤 修 二 教 授	北海道大学大学院法学研究科
	白土 英 成 税理士	千葉県税理士会
	藤 曲 武 美 税理士	東京税理士会
	吉村 政 穂 教 授	一橋大学大学院法学研究科
所 得 税 部 会	◎神 野 直 彦 名誉教授	東京大学
	○田 中 治 名誉教授	大阪府立大学
	岩 崎 政 明 教 授	明治大学大学院法務研究科
	牛 嶋 勉 弁護士	第一東京弁護士会
	佐藤 英 明 教 授	慶應義塾大学大学院法務研究科
	武 田 涼 子 弁護士	第一東京弁護士会
	渡 辺 徹 也 教 授	早稲田大学法学学術院
資 産 税 部 会	◎首 藤 重 幸 名誉教授	早稲田大学
	○渋谷 雅 弘 教 授	中央大学法学部
	伊 藤 信 彦 弁護士	第一東京弁護士会
	柴 原 一 税理士	東京税理士会
	関 根 美 男 税理士	東京税理士会
	野 口 浩 教 授	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科
	平 川 英 子 教 授	駒澤大学法学部

(注) ◎印は部会長 ○印は部会長代理

税務事例研究 第203号 (2025)

---

2025年1月20日 発行

編者 公益財団法人日本税務研究センター

発行者 西村 新

東京都品川区大崎1丁目11番8号

日本税理士会館1F

電話 03(5435)0912(代表)

---

※無断転用・転載等は、一切お断り致します。

定価990円(本体900円 + 税 10%)

賛助会員の購読料は年会費に含まれます。